

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 出席議員（15名） .....               | 1  |
| 会議録署名議員の指名 .....              | 3  |
| 一般質問 .....                    | 3  |
| 13番 小渕 洋一郎 議員 .....           | 3  |
| 1 大規模な山林火災が発生した場合、町は如何に対処するのか |    |
| 2 児童生徒の生命を守るために               |    |
| 1番 郷右近 佑悟 議員 .....            | 21 |
| 1 自転車の安全対策と利用環境の整備            |    |
| 12番 今野 隆之 議員 .....            | 32 |
| 1 学期制と学習評価の在り方について            |    |
| 2 孤独・孤立対策の推進について              |    |
| 7番 金萬 文雄 議員 .....             | 49 |
| 1 帯状疱疹ワクチン予防接種の自己負担の軽減について    |    |
| 2 公共交通の利便性向上について              |    |

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（15名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 郷右近 佑 悟 君 | 2 番  | 皆 川 祐 治 君 |
| 3 番  | 伊 藤 司 君   | 4 番  | 鈴 木 晴 子 君 |
| 5 番  | 須 田 聡 宏 君 | 6 番  | 高 木 綾 子 君 |
| 7 番  | 金 萬 文 雄 君 | 8 番  | 土 村 秀 俊 君 |
| 9 番  | 鈴 木 忠 美 君 | 10 番 | 羽 川 喜 富 君 |
| 11 番 | 浅 川 紀 明 君 | 12 番 | 今 野 隆 之 君 |
| 13 番 | 小 渕 洋一郎 君 | 14 番 | 高 久 時 男 君 |
| 16 番 | 永 野 渉 君   |      |           |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 町 長         | 熊 谷 大 君   |
| 副 町 長       | 鎌 田 功 紀 君 |
| 総 務 部 長     | 村 田 晃 君   |
| 企 画 部 長     | 郷右近 啓 一 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 千 田 耕 也 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 堀 越 伸 二 君 |
| 経 済 産 業 部 長 | 藤 岡 章 夫 君 |
| 都 市 開 発 部 長 | 福 島 俊 君   |
| 上 下 水 道 部 長 | 川 口 優 君   |
| 会 計 管 理 者   | 谷 津 匡 昭 君 |
| 教 育 長       | 竹 内 新 君   |
| 教 育 部 長     | 阿 部 昭 博 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 城 正 義 君 |

事務局職員出席者

令和8年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 和 田 あずみ 君 |
| 主 査     | 井 上 暁 裕 君 |
| 主 査     | 鈴 木 則 昭 君 |

---

議 事 日 程 （第2日）

令和8年6月10日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（永野 渉君） おはようございます。

ただいまから令和8年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野 渉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 伊藤 司君、5番 須田聡宏君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

日程第2 一般質問

○議長（永野 渉君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

13番 小湊洋一郎君の一般質問の発言を許します。小湊洋一郎君。

〔13番 小湊洋一郎君 登壇〕

○13番（小湊洋一郎君） おはようございます。自由民主党、虹の小湊洋一郎でございます。

本定例会では、新しい教育長、そして、新しい副町長をお迎えしての機会となります。実りある一般質問ができますように進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

今回2点通告しておりますので、順次進めてまいります。

1、大規模な山林火災が発生した場合、町はいかに対処するのか。

通告書では簡潔に記載しておりますが、当時の状況をより詳しく述べて質問してまいります。

昨年2月に発生した大船渡の山林火災は、大船渡市赤崎町合足地区や三陸町綾里の広範囲が消滅し、最終的に焼失面積は三陸町と赤崎町で3,370ヘクタールと言われております。この火災で、4,596人に避難指示が出され、226棟の建物被害が出ました。発生から41日間続いた山林火災は、1992年の北海道釧路市で発生した山林火災を上回り、平成以降日本最大規模の山林火災となっております。

また、今年4月には、岩手県大槌町で小槌地区及び吉里吉里地区の2か所で同じ日に山林火

災が同時に発生し、火災は乾燥と強風により延焼が拡大し、1,633ヘクタールが消失、町の人口の約3割に当たる1,558世帯、3,257人に避難指示が出されております。

過去の事例を調べると、本町でも昭和58年4月27日に、泉市、現在の仙台市泉区になりますけれども、松森地区から林野火災が発生し、火災は折からの強風にあおられ短時間に飛び火により延焼が拡大し、仙台市、泉市、利府町、富谷町及び大和町の2市3町にまたがる大規模な山林火災となっております。この火災で森林約860ヘクタールが焼失したほか、住宅6戸、非住家15棟が焼失する被害となりました。

この火災では、消防、消防団及び自衛隊の消火活動により、発生から約25時間後の28日に鎮火しております。

近年、全国各地で林野火災、山林火災が発生している現状を踏まえ、いま一度、大規模な山林火災が発生した場合速やかに対処することが被害の局限につながるので、以下について質問いたします。

（1）山林火災発生時の初動態勢はどうなっているか。

（2）塩釜地区消防事務組合消防本部との連携要領はどうなっているか。そのときの指揮系統は。また、延焼が拡大し、広域に及ぶ火災となった場合の増援はどうなっているのか。

（3）自衛隊の災害派遣要請は県知事となっております。町と県との連携要領はどうなっているのか。また、派遣された自衛隊との連携要領はどうなっているのか。

（4）延焼の拡大が予想され、避難指示等を発出する際の受入れ体制はどのようにするのか。

（5）山林火災の発生を未然に防止する対策はどのように行っているのか。

大綱2番になります。児童生徒の命を守るために。

昨今、児童生徒を取り巻く環境は変化し、事故、犯罪に巻き込まれるケースが多発しております。

今年3月、京都府南丹市で小学生が登校中行方不明となり、約3週間後に山林で遺体となって発見された事件、5月、磐越道で部活移動中のマイクロバスがガードレールに衝突し、高校生が死傷した事故等が起こっております。

また、一昨年7月、高知市の小学生の男子児童がプール授業中に溺死した事故など、その背景には事故につながる複数の要因があり、実際に事故は複合的な要因で起こっていることが明らかにされております。

磐越道の部活移動中の事故については、既に文部科学省及び宮城県教育委員会から事故防止等に関する文書が発出され、当局も取り組み始めていることと思いますが、児童生徒の命を守

る観点から、以下について伺います。

- （１）小中学校の防犯カメラの設置状況はどうなっているか。
- （２）部活における移動の実態はどうなっているか。
- （３）部活移動中の事故を受けて、現在までに処置した事項は何か。
- （４）水泳の授業時の教員の配置、指導体制はどうなっているか。
- （５）プールの管理状況はどうなっているか。

以上であります。

○議長（永野 渉君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

- １、大規模な山林火災が発生した場合、町は何に対処するかは、町長。
- ２、児童生徒の生命を守るためには、教育長。初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 13番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

第１点目の大規模な山林火災への対処についてお答え申し上げます。

まず、（１）の山林火災発生時の初動態勢についてでございますが、町では山林火災発生を覚知した際には、災害対策本部を設置し、関係部局が連携して対応することとしており、初期消火活動につきましては利府消防署が中心となって行います。

次に、（２）の塩釜地区消防事務組合消防本部との連携要領と指揮系統についてでございますが、火災現場におきましては利府消防署が現地指揮官となり、町は消防本部からの情報を基に、避難指示の発出など後方支援を行う役割を担うこととなります。

また、延焼が拡大し、本町だけでの対応が困難になった場合の増援につきましては、まず、本町と近隣自治体等が結んだ消防相互応援協定書に基づき応援を要請し、さらなる対応が必要な場合には、町から宮城県知事に対して県内の消防機関や警察の派遣要請を行います。

次に、（３）の自衛隊災害派遣要請における町と県との連携要領についてでございますが、本町で大規模火災が発生した際には、災害対策本部会議において自衛隊派遣の必要性について検討し、必要との判断に至った場合、町は直ちに宮城県知事に対して自衛隊の派遣を要請します。

また、派遣された自衛隊との連携につきましては、町は地形や火災の状況、道路状況といった自衛隊の活動に必要な情報提供を行うとともに、宿舎や駐車場の確保といった後方支援を担うこととなります。

次に、（４）の避難指示を発出した際の避難所の受入れ体制についてでございますが、延焼の拡大が予想され住民に危険が及ぶ可能性がある場合には、住民の安全を確保できる避難所を

直ちに開設し、各避難所において避難者への支援を適切に行ってまいります。

次に、（５）の山林火災発生の未然防止対策についてでございますが、山林火災予防に関する啓発につきましては、広報紙で注意喚起を促していること以外には特段行っていないのが実情です。このため、今後、利府消防署等の関係機関と協議しながら効果的な啓発活動等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（永野 渉君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（竹内 新君） 皆様おはようございます。

それでは、13番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

第２点目の児童生徒の命を守るためにについてお答え申し上げます。

まず、（１）の小中学校の防犯カメラ設置状況についてでございますが、平成21年度に児童生徒の安全対策強化のため防犯カメラを小中学校に各２台設置してまいりましたが、設置から15年以上経過し、機器の老朽化が著しいことから、令和６年度に新設更新を行いました。

新設更新に当たっては、従来の２台のみの設置から、各学校の実情を踏まえ、学校と協議しながら５台から７台に増設しております。

なお、利府小学校は平成30年度の校舎完成に伴い、既に更新したものと併用しております。

また、防犯カメラの更新に伴い、新たにクラウド型防犯カメラを設置したことから、従来の専用機器のみでの確認から、校内のパソコンからの状況把握が可能になったほか、校長、教頭、防災担当教諭等に権限を付与し、スマートフォンからも確認できる体制を整備しております。

次に、（２）の部活動における移動の実態についてでございますが、練習試合の場合は、保護者による送迎や公共交通の利用によって対応しております。

また、中学校総合体育大会において参加人数が多い部につきましては、民間貸切りバスを利用しております。

次に、（３）の部活移動中の事故を受けて現在までに処置したことについてでございますが、今回の事故を受け宮城県教育委員会から、移動を伴う部活動の事故防止について及び部活動の遠征等における安全確保についての通知が発出され、各学校へ周知したところでございます。

また、部活動移動中の安全確保につきましては、校長会等において改めて事故防止、安全管理についての徹底を図るよう指導しております。

次に、（４）の水泳授業時の教職員の配置、指導体制についてでございますが、教職員の配置につきましては、指導する教員のほか、児童生徒の安全確保のための監視員として教職員を１名以上配置しております。

また、毎年、プール開始前には利府消防署に御協力をいただき、AEDの使い方や心肺蘇生法などの救命救急講習を中学校区単位で実施するなど、安全管理の徹底を図るとともに、校長会等においても指導しております。

最後に、（５）のプールの管理状況についてでございますが、児童生徒が安心して活動できるよう、国が定めるプールの安全標準指針及び学校環境衛生基準等に基づき適正な管理を実施しております。

特に、プール開始前には、業者によるポンプやろ過機、電気設備などの点検を実施し、不具合箇所の早期発見と修繕を実施しているほか、排水口の蓋の固定状況や吸い込み防止金具について、ねじ・ボルト等が固定されているか、腐食・変形等がないかを確認し、各学校より報告を受けることとしております。

また、日常点検のうち、特に排水口の安全点検につきましては、毎日の目視や触診などを実施するよう各学校へ指導をしております。

なお、水質管理につきましても、残留塩素濃度などの水質検査を実施し、基準値内であることを確認するなど、児童生徒が活動できる環境を保持するため、適正な管理を実施しております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） では、順次、再質問してまいります。

（１）について、山林火災の延焼拡大を覚知した場合、覚知とは事態を認識したこと、承知したことを言いますけれども、対策本部が立ち上がる要領を伺います。

役場に職員がいる日中は直ちに立ち上がると認識しておりますが、職員がいない夜間、土曜・日曜日等の場合、職員に対して呼集をかけるのか、呼集ですね、呼び寄せるのか、または自動的に登庁するのか、どうなっているのかを伺います。

また、その覚知した火災の規模により、段階的に対策本部を拡充していくのかというところも御説明願います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

山火事が起きた場合、職員がいない夜間、土日の職員の参集、あと災害対策本部の設置についてということでございますが、山火事に限った参集体制というのは特に定めてございません。ほかの大雨ですとか台風、地震とかそういった災害等に準じて同じような参集になると考えて

おりますので、危機対策課のほうから参集対象となる職員に対してロゴチャットというツールを用いて一斉にお知らせいたしまして、まずは該当職員に参集していただくということになります。

あとは、その山火事の大きさによっても対策本部の構成というのは変わってくると思いますので、大きくなれば、利府消防署だけでの対応が困難となれば、宮城県、あと、場合によっては自衛隊といったようなところでどんどん範囲を広げていくという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 夜間・休日等、山林火災が発生した場合、関係消防機関のほうが先に動き出すというふうに私は考えております。関係消防機関から夜間の場合であれば、当局に火災発生の通報が入ってくるはずです。どこの部署の誰に一番先に入ってくるのか。そして、対策本部を立ち上げるか立ち上げないかという判断を町長に仰ぐまでの情報の流れについて教えてください。また、町長不在時はどうなるのかというところを伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、まず、消防のほうから基本的には情報が届くと思いますけれども、危機対策課のほうにファクシミリでまず届くものと思われれます。あと、それに加えて、職員が覚知できる前に消防で把握したという場合には、該当職員のほうにホットラインで連絡が来ということになりますので、まず第一報というのは危機対策課の課長、トップのほうで確認するということになろうかと思います。

あと、その情報というのはもちろん町長・副町長と、後に対策本部の長になる上司のほうにも直ちに報告するということになろうかと思います。

それから、町長不在時ということですね。町長が出張等々で遠隔地にいる場合においても、すぐに基本的には、先ほど申し上げたロゴチャットといういつでも連絡、夜間でも何でも連絡取れる手段がありますので、そういったものを利用して町長のほうには連絡を差し上げるということになります。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 町長・副町長の指導が仰げない場合、危機対策課長クラス、総務部長クラスで対策本部を立ち上げろという委任規定みたいなものはございますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） すみません。委任規定というのまで明確な規定はございませんけれども、当然のことながら、災害に限らず通常の業務についても、町長がすぐ連絡取れないという場合にはそういったロゴチャットでの連絡ということを行っていますし、町長も、夜間であっても何でももちろんそれを見てくださいるので、もし、ロゴチャットでなかなか御覧いただけないという場合は、直接電話するなり何なりということで、すぐに町長・副町長とは情報共有できるような体制というのは整えてございます。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 本部が設置された場合、部外関係機関はどんなメンバーが入ってくるか伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

地域防災計画でも御覧いただいているかと思うんですけれども、町長が本部長、あと副町長が副本部長ということで、あと本部員ということで役場の関係各課が指定されてございます。

それから、山火事、山林火災ということであれば、大規模な延焼というのも想定されるかと思しますので、その他本部長が必要と認める者ということで、先ほども答弁申し上げましたとおり県なり、場合によっては警察、あと自衛隊とそういったところに、本部長の意向を確認して、必要であればそういったところまで招集の範囲を広げるということで考えております。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 先ほどの質問の中では部外関係機関ということで尋ねたんですけれども、消防ももちろん入るということですね。消防団の長もですね。はい、分かりました。

次の質問に入りますけれども、利府町防災計画資料編の中には33個の各種協定が記載されております。その中で、宮城「館」というのかな、防災に関する相互応援協定が、火災に関係することが11協定されておりますけれども、自治体間、自治体と消防関係機関、関係消防機関相互の協定が締結されており、増援連携要領も記載されておりました。

宮城「館」防災計画に関する相互応援協定細目の第3条で、応援を要請された市町村は極力これに応じるものとする。各市町村が被災する大災害時においても相互に連携を取り、状況によっては応急対策及び復旧対策について協力し合うものとすると書かれております。

第4条で、応援する市町村の職員等は、被災市町村長の指揮下に入り行動するものとしております。

また、広域消防相互応援協定第7条では、応援隊の指揮は受援地の消防長または消防署長と

なっております。自衛隊の、ここからなんです、自衛隊、陸上の消防班が増援に来た場合、火災現場で指揮を取っている消防署長等の指揮下に入るのか。または、受援自治体の首長の指揮下に入るのか。それとも、消防署長の消防担当の間で消火担当地域を相互に調整して、独立して消火活動を行うのか当局の見解を伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

現場での消火活動に自衛隊も参加していただく、協力いただく場合については、現場での指揮権というのは、基本的にはまず利府消防署、それから塩釜消防本部の消防長が指揮官になるということになってございます。

自衛隊さんのほうで派遣いただいた場合は、現地の本部、消防のほうと自衛隊さんのほうで連携を取りながら、まずもって現場の状況等も消防のほうで一番詳しく把握しておりますので、その情報を得ながら消火活動にまず当たっていただくということになります。当然自衛隊のほうでも、こういった規模のときはこういった態勢で消火に当たるというものを内部的に既に確立していると思うんですけれども、そういった現地の消防との連絡、十分に情報交換を図りながら、消火の対応に当たっていただくということになろうかと思います。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 地上部隊の話をしたんですけれども、延焼拡大が予想され、ヘリコプター部隊、空中消火班が来た場合、先ほどの答弁を伺いますと、航空科部隊は現場指揮官の消防長または消防署長の指揮下で活動するという認識でよろしいんですね。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） そのように認識しております。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） （3）に移ります。

自衛隊、特に航空科部隊、ヘリコプター隊が山林火災現場に到着した場合、ヘリコプターの機長が最も必要とする情報について申し上げますと、線上障害物の状況、そして取水可能地域であります。飛行場を離陸する際には、風向・風速・視程、見える範囲、そして雲高、雲の高さについて調べてまいります。また、事前にノータム、飛行安全情報等も確認して現地に行きます。また、空中から来る最中に火災の新しい状況も把握してまいります。

ヘリコプターのパイロットは有視界飛行で飛んでおります。高速で目視行で飛んでいるために、線上障害物というものは申し上げますと、送電線とか索道、電線、電話線など細い構造物

について申し上げているんですけれども、背景に溶け込んでしまってパイロットが気がつくのはもうかなり近づいてからになるんですね。その際、もう回避行動を取ってもヘリが引っかかってしまって航空事故の可能性がある、極めて厄介なものでございます。

対策本部として、このヘリコプター部隊が現地に到着した際、線上障害物の状況、また、取水地域、ここで水がくめるという情報を提供できると、ヘリコプターによる消火活動が迅速に開始できます。対策本部としてどの部署が担当となって情報提供するのかお示してください。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

線上障害物に関しては、今議員さんのお話を聞いて、そういったこともあるんだということで正直初めてと知ったというところでございます。

そういった情報提供の求めがあった場合には、危機対策課が中心になりますけれども、場合によっては施設管理課ですとかそういったインフラ関係の所管する部署そういったところにも情報を確認しながら、出せる範囲で情報をお出しするということになるかと思えます。

あと、取水のお話もいただきましたけれども、取水できる場所というのは特段防災計画等でも定めてございません。想定される場所としましては、海域を除いて考えますと、例えば惣の関ダム、水深が大分深いということであったり、あと、一部ため池に関しましては女ヶ沢ため池ですかね、グランディの下のほうにあるため池だと思うんですけれども、水深が深いところとしてはそういったところは御紹介できるかと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 主な所を紹介できると言われました。取水地域、パイロットは航空地図で把握して来るんですけれども、水深まではちょっと分からないで来ております。水深はとも必要な情報なので提供できるように進めていただければと思います。

一昔前は学校のグラウンド等に給水班というのを設けまして、貯水槽、そして消火剤を入れる攪拌機でもって消火剤を攪拌したものを水のうに詰めて、ヘリコプターに吊るして飛んでおりましたが、現在ではバンビバケットというタイプに変わしまして、直接水源地から水をくみ上げる。それもヘリコプターがホバリングをしながら、整備員はもう命綱をつながながら機上から乗り出してロープ操作でもって水を入れて、そして、蓋を閉めて飛び上がっていくという状況でやっております。

大船渡とか大槌町の場合は、海が近かったので海から海水をくみ上げてというやり方を取っ

ておりましたけれども、利府町の場合は、やはりその水源地、取水地をしっかりと把握して、その水深がどのくらいあるかということを目撃隊側に教えていただけるとスムーズな活動ができると思いますが、当局の見解をいま一度お願いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

消火活動のためにはやはり水が一番重要ですので、今想定しているものとしては、先ほどと繰り返しになりますけれども、ダムとあとため池と2か所ぐらいかなということでは今想定しておりますけれども、さらにそういった適切な水源がないかというのは、引き続きちょっと調査してまいりたいと思います。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） ぜひよろしく願いいたします。

もしも水源地がもう近くにない、そして海からくまなければいけないというときに、市街地を飛ぶということはパイロットは避けたいと思います。もし間違って水のうを落とした場合に大変なことになりますので、その際、じゃ次の手段としてどういうことを考えればいいのかと思うと、学校でプールがありますね、プールの水を使うというやり方があります。

消防団の可搬ポンプというのかな、可搬ポンプとかポンプ車を入れて、小学校の校庭でもって水をバケットに入れて、飛び上がって消火するというやり方もあります。

ただ、ここで気をつけなければいけないのは、グラウンドの広さ、UH-1であれば30メートルの直径があれば降りることができます。CH-47、大型輸送ヘリコプターになりますと50メートルの直径がないと離着陸できません。ただ、猛烈に強い風が吹きおろされているので物が飛散することも考えられますので、そういう飛散対策とかも考えなければいけないというのと、やはり電線とかがあった場合線上障害物にも注意しなければいけないと思うんですけれども、水源地が確保できない場合学校のプールの水を使うということについて当局の見解を伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

ちょっとプールの水を使うという想定はしておりませんでした。そのヘリが安全にそこで果たしてくめるのか。今議員さんからお話あったように、電線とかそういった障害物等というものもしっかり調査をしないと、くめるくめないという判断はできないのかなと思いますので、そういった可能性も今御指摘いただきましたので、その辺についてもちょっと調べてまいりたい

など考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 今まではもうハード的な話で進めたんですけども、これから私が質問したいのは重要なことなので、当局の明快な答弁を期待いたします。

例えばです。宮城県内全域で乾燥注意報が発令しておりました。5月の連休中のある日のことです。南東の風、風速25メートルから28メートル、暴風警報が発令されております。県民の森中央記念館付近から林野火災が発生、燃焼地域は強風にあおられて宮城県総合運動公園付近まで延焼が拡大しております。対策本部として菅谷台団地の住民に避難指示を出す場合、約3,600名の方をどこに避難させるか当局に伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

風向き等によって安全な避難場所を確保するというのは、ケースバイケースで考えたいと思います。

今3,600人ということで、一斉に3,600人を収容できる施設がまずありませんので、複数の施設になるのかなと。地理的・距離的なことを考えても、例えば利府小学校の体育館とかというのは真っ先に思い浮かびますけれども、そういった規模の一斉避難の際、ほかにどんな避難所と言われるとちょっと少しそこはシミュレーションしてみないと、今この場でこことここというそこまでの想定はしてございませんので、今後そういったところも検討してまいりたいと思います。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 私は利府中、利府小、青山小学校の体育館等も考えておりましたけれども……続けてよろしいですか。よろしいですか。

○議長（永野 渉君） 小渕さんに申し上げます。

通告外の質問は控えていただくようお願いいたします。なお、想定とかについても、もっと具体的なことをということになると思いますけれども、そういった質問といえますか、想定外のことですね。

○13番（小渕洋一郎君） 通告外になりますか。そうですか。分かりました。ちょっと角度を変えて。

そうしましたら、風下となる公共施設は全く使えないという認識で進めていただきたいと考

えます。

それで、大船渡、大槌町の教訓から、山林火災は鎮圧まで長期間かかっております。大規模な避難指示を出した場合大きな課題となるということを認識していただいて、2023年に大型商業施設と災害時における支援協力に関する協定を結んでおります。これは食料品に関することになるんですけれども、その後、包括連携協定の（５）で、防災災害対策に関することという協定を結んでおります。

本町の公共施設での収容能力を超えてしまった場合、オーバーフローした場合、町民の一部の方を一時避難させるために大型商業施設の広いスペースの利用、場所の提供は包括協定の中に含まれているのか当局の見解を伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

議員御質問の商業施設ということで、イオンさんのほうでよろしかったですかね。イオンさんとは災害時における支援協力に関する協定書ということで随時更新しているんですけれども、一番新しいもので令和4年7月29日に更新してございます。その協定書の中で、駐車場の提供ということについては協定してございますが、商業施設内の大きなスペースそういったところについては協定では締結していない状況でございます。

今御指摘ありましたそういった屋内への避難、どうしても避難所が足りないという場合もあるかと思うので、今後、イオンさん側とそのあたり、施設内の一時避難であったり避難場所として使えるところを提供いただけないかどうかということで、今後協議してまいりたいなと考えてございます。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） それぞれの受入れ施設でどのくらいの人数が収容できるかということ把握というか見積もっておいていただきたいと思います。

また、火災については、風向・風速によって刻々と状況が変わってまいりますので、ここに入れるという固定した観念ではなくて、いろんなところを柔軟に開設できるように進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

岩手県で続けて起きた例を見ても、なかなかその延焼が食い止められないといったことで、山林火災については大変対応が難しいのかなと思っております。ですので、今いろいろ御質問

ありました避難場所とか、少なくとも利府町のほうで後方支援等々で役割を担う部分、そちらについては今後さらに充実させられるように、事前の備えというのを進めてまいりたいと考えております。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） では、（5）に移ります。

大船渡の山林火災の教訓から、昨年なんですけれども、消防災第130号、令和7年8月28日に消防庁から各都道府県消防防災主管部長宛てに、林野火災の予防及び消火活動についての通知が出されております。この文書について承知されておりますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 申し訳ございません。承知しておりません。もちろん届いていると思いますので、ちょっと私も記憶にないので後で見たいと思います。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 消防庁からの通達の中で、林野火災の予防について書かれております。

その林野火災の原因の大半は人為的な要因によるものであるとはっきり言われております。自然に火がついて燃え出すものではありません。例えば、たき火の不始末とかたばこの投げ捨てなんかによるものということであります。

また、季節的な偏在性があること、要するに、乾燥注意報が出るような時期もしくは風が強かった時期ということも言われております。

急激に燃焼が進むため危険であることを踏まえ、効果的な広報啓発活動に取り組むようにということが通知の中でうたわれております。

また、その通知の中では、地域が一体となった火災防火意識の醸成、行政だけに限ることなく、住民や各種関係機関などと連携することが不可欠であると言われております。自主防災組織や女性防火クラブなど、住民事業者など、主体的となる活動によるものも含めた取組が重要であると記載されておりますが、以上を踏まえて当局として、さきの答弁では広報紙による注意喚起だけというふうに言われましたけれども、より具体的な取組が必要と思いますが、当局の見解を伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

今までは広報紙で時折掲載する、そういった乾燥の時期で1月から5月ぐらいにかけてかと思っておりますけれども、時折載せているということでしたので、町長の答弁でも申し上げましたと

おり、今後、消防署をはじめ関係機関と協議相談をしながら、効果的な広報、こういったことで広報すれば山火事、山林火災を防げるのかというところをちょっとこれから調べていきたいなどは考えております。

なお、今年の3月1日から林野火災注意報・警報ということで、これは気象庁ではなくて消防庁が音頭を取って、そういった乾燥している時期とか、あと直近3日間の降雨量とかそういったものを勘案して山林火災の可能性が高くなった場合に発令する注意報・警報というものも運用始まってございますので、そういったところに留意していただくというあたりも併せて、効果的な広報ということをこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 林野火災は、雪解けが終わり森林内の枯れ草が乾燥し始める3月上旬頃から、そして、その下から下草が生えて青々となるまでの5月の下旬ぐらいまでが、まさに燃えやすい時期でございます。そして、その頃は山菜刈りに入る方がかなり多くなってきております。それについてパトロールするというのもかなり予防対策となるんですけれども、県道3号線石積トンネル手前辺りはよく車が止まっております。また、県道40号線の利府の場外着陸場近辺も山菜が取れるようなところもあるようです。

そこに対して、行政として、パトロールをする考えはないか伺います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

現状で、利府消防署のほうで利府松島間の山間部をパトロールとかそういったことをやっていただいております。

行政、我々役場のほうでそういったパトロールができないかという御質問ですけれども、基本的には消防のほうに今していただいている取組をまずは拡充、可能であれば頻度を増やしていただくとか、そういったことでパトロールの強化をできればなと思っております。役場のほうでのパトロールというのは今のところは考えてございません。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 役場がやらなければいけないという話ではなくて、やはり消防団とか消防署等をお願いをして、そういうパトロールをして未然に防ぐということが大事だと思います。一たび火がついてしまった場合にはもう人の能力を超えるような火災となりますので、なるべくではなく、必ず火を出さないというスタンスが大事かと思います。

近年の気候変動で今までの常識では通じません。異常な乾燥、暴風、一たび山林火災が発生すると甚大な被害をもたらします。大船渡、大槌町の例は、人が行う消火活動の能力を超えていました。降雨によりやっと火災は鎮火・鎮圧に至っております。雨が降らなければ鎮火・鎮圧に至りません。

まずは、火災を発生させないことが大事で、発生した場合は迅速な消火活動を行い、鎮火・鎮圧に万全を尽くす。並行して避難所を確保、開設する。時期を失することなく避難指示を発令する。人命をいかに守ることが肝要であると考えます。山林火災の延焼拡大は風向・風速・飛び火により対応要領が刻々と変わることをふだんから想定して危機管理をされることを申し上げます。

最後に、大規模な山林火災が発生した際の町長のお考えについて伺います。

○議長（永野 渉君） 小淵さん、町長の考えとは具体的に、火災に対する姿勢とかのことですか。では、町長、できる範囲で。

○町長（熊谷 大君） 火災に対する、万が一、火災のみならず災害においても、一旦関係あればすぐに対応できるようにということは、常に意識して業務に臨んでおります。

ただ、小淵町議の今質疑の中で、いやそのとおりだなと思ったのは、もし私または副町長が不在の場合どのような対応になるのかということ、これは訓練に取り入れなきゃいけないなと。今度の日曜日も防災訓練がありますから、突然私がいなくなったとか行かないとか、あれ、町長はどこにいるの、今日いるはずじゃないのみたいなそういうときに、いなくなる、連絡が取れなくなるという訓練も考えておかなきゃいけないなと。

副町長と2人でどこかドライブに行っている最中に起こってしまったとか、そういうありとあらゆるシミュレーションを考えておかなければならないなと。リモートでいろいろできるようにはしておるんですけども、以前、本当に最悪の場合、私が死んだ場合にどういうふうに指揮を取るのかということもちょっと考えておいてねとは言っておるんですけども、実際にその訓練でやらなければならないということを改めて、小淵町議の質問で、火災の対応等含めて思ったところでございます。

○議長（永野 渉君） 小淵洋一郎君。

○13番（小淵洋一郎君） 時間がなくなってきましたけれども、町長いい答弁ありがとうございます。いろんなありとあらゆることを想定して、危機管理をしていただきたいと思います。

では、もう最後になりますけれども、大綱2の児童生徒の命を守るということで質問してまいります。

最初、防犯カメラの話なんですけれども、セキュリティの関係から具体的な学校名は申し上げません。あらかじめ御承知願います。

なお、5月末に各学校を調査し、防犯カメラの位置、画角、そして死角について調べた結果については図面にしまして教育委員会に渡しておりますので、御承知おきいただければと思います。

私が警備対策という仕事に携わった知見でもってこれから申し上げます。

見させてもらった結果、令和6年度末に新しくされた防犯カメラについては、画像も鮮明で解像度も高く、大型モニター、またクラウド方式になったことによりパソコンで見られるようになっている、また、出先でもタブレットで見ることができると、なかなかよいシステムを入れたと私は確認しております。

ですが、従来から設置されている防犯カメラがあります。その活用についても、活用しているところがありますのでそこについて質問いたしますが、メンテナンスは今までしていたのかというところをお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育部長。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

メンテナンスに関しましては、定期的に業者等に依頼して進めているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） メンテナンスはしっかりしていると。

では、今のタイプの性能でもって1台ぐらい増設する場合、1台お幾らになりますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 昨今の物価高で何とも明確な金額は申し上げられませんが、目安としてはおよそ40万円前後というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 各学校の見た所見について述べてまいりますけれども、ほとんど死角がない状態だったんですけれども、エントランスホールに向かって来る人は映せるものの、エントランスの中、入り口に入ってしまったというところがちょっと映せばいいなという箇所が1か所ございましたので、そこの改善をしていただきたいということと、もう一つは、通用門を100%カバーできていないところがあります、カメラでですね。もう1件は、やはりプールに

対するカメラの設置が必要ではないかと考えますので、その3点について見解をお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

3点あったかと思います。エントランスホールの中が映らないという件、通用門がカバーできていないという件、それからプールにも設置してはどうかという件かと思いますが、全ての学校に対して、どこにどのような形で設置するかということに関しましては、各学校の要望を聞いて設置しております。特に児童生徒がよく通る場所、そこを重点的に設置しております。

もしエントランスホールの中が映らないとかそういう場合は、当然学校と協議して、例えばカメラの角度を変えとか、その辺を学校の協議との上でそのような形を取る方向になるのかなというふうに考えております。

それから、プールへの設置でございますが、学校によってはプールが映るようにはなっていないところもございますが、例えば、プライバシーの観点等から、全てにとった場合にそこはちょっと課題となるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 次に移りますけれども、（2）の部活動における磐越道の事故に関しては明確な答弁をいただきましたので省略いたします。（3）も省略いたします。

（4）についてでございます。

授業中に溺死してしまったということの指導体制でございますけれども、高知の事案についてはやはり複合的な要因で、ポンプが故障したために小学校のプールが使えないので中学校で使ったと。中学校のプールの水深は1メートル40センチで、亡くなったお子さんは110センチぐらいしかなかったと、もう完全に水の中に入ってしまうという状況でした。

そして、水泳の授業をクラス分けしていて、上手なクラスには先生が2人について、泳げないクラスは1人でいたという状況でありました。そして、子供同士がバディとなってやるシステムを取っていなかったために、亡くなってからプールで浮いているまで時間がかかっていたという状況であります。

ここで言われているのがやはり指導体制でございます。利府町の場合、プールの授業を学年全体でやっているのか、クラスごとやっているのか。また、その1人の教員が面倒を見る人数は最大何名までとしているか、お答え願います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

学年全体でやっているのか、またはクラス単位でやっているのかということに関しましては、学校ごとに異なっております。学年全体で行うところもあれば、ただ、全体を通して見ますと学年単位、小学校の場合は学年単位が多いのかなというふうに考えております。

配置につきましては、最低でも指導者とそれから監視する人の最低でも2名はつくような配置となっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 最初の答弁でかなりいい答えをいただきましたので、事故のないようにしていただきたいと思います。京都の教訓、そして、高知の教訓を生かしていれば助かった命というふうに考えております。

心肺蘇生法、AEDの使い方についても講習をやっているということですので、しっかり使えるようにやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、プールが始まるこの時期に私はこの問題を取り上げておりますので、監視カメラの設置を含めて、検証した結果、監視カメラがあればいいということも検証委のほうから報告が上がってますので、その検討も含めて、プール事業に対する教育長の思いについて聞かせていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（永野 渉君） 教育長。

○教育長（竹内 新君） 御質問にお答えをいたします。

昨今、プールの授業につきましては、夏が暑いというようなこともございますので、なかなか想定どおりにできないそんなシーズンも多くなっておりますけれども、想定した回数をきちんとできるかどうかというのがありますけれども、水に入るというのはやはり通常の授業とはまた別のリスクは伴うものでありますので、学校の先生方には、子供の命を預かっているんだという認識を忘れないようにして取り組んでもらいたいなと思っているところでございます。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（永野 渉君） 以上で13番小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 郷右近佑悟君の一般質問の発言を許します。郷右近佑悟君。

〔1 番 郷右近佑悟君 登壇〕

○1 番（郷右近佑悟君） 1 番 郷右近佑悟、会派希望、新しい会派です。よろしくお願いいたします。

では、質問事項通告文を読み上げます。

質問事項、自転車の安全対策と利用環境の整備。

道路交通法の改正により、自転車の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」への罰則が強化され、違反者に対する「青切符（反則金制度）」の運用も開始されるなど、自転車の運転責任はこれまで以上に重くなっています。

一方で、自転車は車を運転しない人にとっては特に身近な軽車両であり、積極的な活用は、脱炭素（温室効果ガス削減）や渋滞緩和、健康増進にも直結するものであります。

しかし、原則車道通行である自転車が歩道走行を認められるケースなど、交通ルールの難しい部分があり、町民にとって戸惑いや自転車に乗ることへのちゅうちょ、ルールへの理解不足による違反・トラブルの増加が懸念されます。

また、ルール遵守を求めるだけでなく、自転車が安全に走行できる道路環境の整備や、努力義務化されているヘルメットの着用率向上に向けた支援など、ハード・ソフト両面からの主体的な取組が不可欠と考えます。

安全な自転車利用に向けた今後の周知啓発、環境整備について町に伺います。

（1）自転車の安全利用に向けた交通ルールの周知と啓発をどのように行っていくのか。

（2）自転車が安全に通行できる道路の安全管理・環境整備についてどのように行っていくのか。

（3）自転車用ヘルメットの着用推進に向けて購入費補助制度を創設する考えはないか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（永野 渉君） それでは、ただいまの質問について当局答弁願います。

1、自転車の安全対策と利用環境の整備について、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 1 番 郷右近佑悟議員の御質問にお答えいたします。

自転車の安全対策と利用環境の整備についてでございますが、（１）の自転車の安全利用に向けた交通ルールの周知と啓発につきましては、本町では自転車利用者の交通ルール遵守と安全意識の向上を図るため、広報紙やホームページ、行政情報一斉配信サービス「まもりふ」、チラシ等を活用した啓発活動に取り組んでいるほか、塩釜地区交通安全協会や塩釜警察署と連携しながら街頭での啓発活動も積極的に実施しており、実践的な安全指導にも力を入れているところであります。

今後も、本年４月１日から施行されている青切符制度のさらなる周知をはじめ、自転車の安全利用に係る啓発活動を継続的に推進していくことにより、自転車に関わる交通事故の減少と全ての道路利用者が安心して通行できる交通環境の実現を目指してまいります。

次に、（２）の自転車が安全に通行できる道路の安全管理・環境整備についてでございますが、自転車に限らず町道における車両、自転車、歩行者の安全を確保し、通行のすみ分けを明確にするため、不鮮明になっている路側線及び中央線等の白線を引き直すとともに、町道全般の維持管理を行いながら、自転車や歩行者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、（３）の自転車ヘルメットの着用推進に向けた購入費補助制度を創設する考えについてでございますが、自転車用ヘルメットは転倒時等における頭部への損傷軽減に大きな効果があることから、自転車利用者の安全確保において極めて重要であり、その着用推進は大きな課題であると認識しております。

特に、令和５年４月から道路交通法改正により、全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されたことで着用推進の重要性がより一層高まっており、まずは、この法の趣旨を広く町民の皆様に周知し、着用の重要性や安全意識の向上を図ることが最優先であると考えております。

このため、町では教育委員会や警察署と緊密に連携しながら、町内小中学校における自転車交通安全教室の実施や地域と一体となった街頭啓発活動、広報紙など各種広報媒体による情報発信を強化することに、当面は重点を置いてまいりたいと考えております。

このようなことから、購入費補助制度につきましては、そうした啓発活動を十分に行った上で、着用状況や町民意識の変化も勘案しながら必要性の有無について判断してまいりたいと考えております。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し再質問の発言を許します。

なお、郷右近佑悟君、マイクを意識しながらしゃべってください。郷右近佑悟君。

○１番（郷右近佑悟君） これぐらいでいいですか。大丈夫ですか。失礼しました。

（１）から再質問をさせていただきます。

町では広報誌などを使って積極的に周知されているということで、これは引き続き積極的な周知を進めていただきたいところであります。

今回、道路交通法が変わって青切符が始まったことによっていろんなところで、テレビとかそういったところでも取り上げられたりすることがあるんですけれども、青切符がこういったときに罰金、罰則の対象になりますとか、そういった禁止事項を認識するというのは当然大事なことだと思います。

しかしながら、この自転車も原則車道走行です。自転車走行時にこんなことをするのは罰則の対象ですというような禁止事項、こういったところに重きが置かれてるような気がしまして、そういった報道とか周知を見て、実際に自転車の利用で何か捕まってしまうんじゃないかとかそういった不安を考えて、通勤等の自転車利用を控えるそういった方も実際にはいる状況となっております。

ですので、町で周知を進めていただく上では、そういった禁止事項、危ない行為の周知というのは当然なんですけれども、これに併せて自転車での歩道走行が認められる例外ケースですとか、自転車が危ない車道を何が何でも無理やり走らなければいけない状況のものではないとかそういったことについての周知というのも、自転車の安全な利用及び利用控えに向けて必要ではないかと思うんですけれども、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

自転車の交通ルールの周知に関してでございますが、禁止事項の説明だけにとどまらず、議員おっしゃるとおり、適切な通行方法を具体的に示し、御理解いただくということが重要であると認識してございます。

こうしたことから、町といたしましては、今後の啓発活動において自転車は原則として車道走行という基本ルールを周知するとともに、歩道走行が認められる具体的なケース、例えば車道が工事中のために車道の左側を安全に自転車が走行できない場合、こういった場合は歩道の走行も可能ですよといったところを、塩釜警察署であったり交通安全指導員さんなどと連携させていただきながら、広報紙やホームページ、それから小中学校での自転車の交通安全教室、こういったところでより分かりやすい周知と理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○１番（郷右近佑悟君） では、今答弁いただいたとおり、自転車を利用していただく方がポジ

ティブな気持ちで自転車を利用できるように、そういった周知啓発をお願いしたいと思います。

一方、実際の自転車で道路を走るに当たっての交通ルール、自転車のそのもののルール、こちらの認識というのは大切だと思うんですけども、今年度自転車青切符反則金制度が始まってすぐ、警察官を語る人物が自転車で走っている方に対して違反を一方的に指摘して、反則金と称して現金をだまし取るような事例が全国的に発生しております。

正しい知識として、これは自転車に限らずなんですけれども、自動車でも切符を切られた時点で警察官がそこで現金を徴収することはないという流れになるんですけれども、こういった青切符自転車に便乗して詐欺行為を働く人物も出てきておりますので、こういったところに関する注意喚起というのも必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、青切符制度に伴う詐欺まがいな行為というのも全国的にも起きているようでございますので、そういったところも含めて適切に広報、啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○1 番（郷右近佑悟君） よろしくをお願いします。

これまで、周知啓発等が広報誌とかそういったところで行っていただけるというところでお話をいただいたんですけども、次は、中学生を対象にしてちょっとお伺いしたいんですけども、中学生というのは大人に比べて、自分の実体験、自分の子供もそうなんですけれども、広報紙とか町のLINEとかそういったものに目を触れる機会というのは大人に比べて結構少ないのかなと思っていますので、ちょっと中学生に対しての周知啓発について伺いたいんですけども。

利府中学校では自転車で一部通学してる生徒もいて、自転車通学のない学校でも部活動の際には自転車で部活をする現場まで移動することがあると伺っています。これは過去の答弁、令和5年9月のヘルメット着用の啓発についての当局の答弁だったんですけども、自転車通学がある利府中学校では定期的な指導を行い、しらかし台中学校・西中学校においては、部活動でやむを得ず自転車を使用する場合などに顧問から指導しているということでした。

自転車は通学・部活動以外でも日常的に友達と遊びに行ったりですとか、場合によっては塾に行ったりとかそういったときに使うと思うんですけども、実際に広報紙とかそういったところに触れる機会が大人より少ないのではないのかと想定される生徒に対する交通ルールの指

導や周知啓発が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。どちらですか。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

今、中学生に対するということでございましたけれども、利府中学校では自転車通学者もおりますので、当然学校のほうから交通安全指導というのを徹底しております。そのほかしらかし台中学校・西中学校で例えば部活動で使う場合であったり、それからこれは3校共通しますが、学校の活動以外、いわゆるプライベートで使用する際も、日々その都度、定期的にこの交通安全指導というものは各学校側から教員が投げかけております。

そのような状態であっても、例えば事故が起きたりというふうにはなることもありますけれども、その都度、そういう事故を起こした生徒に関しては再度周知徹底をしているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 総務部長。何か付け加えることはありますか。ないですか。では、郷右近佑悟君。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、利府中学校・しらかし台中学校・西中学校問わず、プライベートも含めて十分な指導をなさっているというお話でした。

実際に、先ほど反則金の詐欺のような話もありましたけれども、中学生は普通、普通というか例外はないと思うんですけれども、みんな16歳未満というところで、こういった16歳未満の中学生に対しても警察官を語るような人物が反則金を請求してきたというようなことが報道されておりますので、そこについても、高校進学等を控えた方は高校進学でまた自転車を使うようになったりとかそういったこともあるかと思いますので、引き続き十分な生徒への指導を期待しまして（1）の質問を終わらせていただきます。

続きまして、（2）に移らせていただきます。

答弁いただいたとおり、白線の明確化というのは、自転車のような軽車両に限らず、自動車、歩行者の安全な通行のためには非常に重要なことだと考えております。特に近年は道路の白線を基準にしてレーンキープなどの運転支援をする車も増えておりますので、自動車と並走する機会が多い自転車にとっては、この白線の整備、これは非常に重要なことだと考えております。

ですので、白線の整備というのをぜひ進めていただきたいところであるんですけれども、実際、町内の道の白線というのはほとんど消えていたり、また消えてしまっているようなところ

がかなり多くて、議会報告会のときにいろんなところに伺ったときも、白線が薄いですとかそういった話をよく伺っておりました。ですので、白線の整備というのは町民の多くの方が望むところだと思うんですけれども、現状の町内の白線状況を見ると結構広範囲に薄くなっていると思いますので、町全体の十分な白線整備にはかなりの時間、自転車・自動車の通行を担保するには結構な時間がかかると思うんですけれども、その辺の町の見解はいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答えいたします。

中央線等白線復旧の目的でございますけれども、それは当然のことではありますが、中央線や路側線全てを過不足なく表示を保持することと考えております。

現実的に消えているとか消えかかっている白線も多数存在することから、町道個々の特性とか特徴を把握しながら、まず完全に消えている、それから中央線など、優先順位を都度更新しながら、期間的には現実的と思われる5年程度を一区切りとして整備を進めたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、まず、現段階で5年程度の計画で白線を明確にするために整備を進めていただけるということなので、これは多くの方が期待するところだと思います。

ただ、優先順位をつけて白線を整備されるということなんですけれども、実際に整備が必要な町の白線の総長というのはかなりの長さだと思いますので、例えば仮にその5年で全ての白線を整備することが難しかった場合、もしくはその一番最初に整備したところがまた少し薄くなってきたりとかそういった状態になるのではないかなと思うんですけれども、この5年というのはあくまで当初の計画で、安全に問題があるようであれば継続してそういった白線の整備について力を注ぐというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（永野 渉君） 都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答えいたします。

必要な白線の路線数とか距離を昨年度スクリーニングして出したところ、これが大体68路線6万6,000メートル、66キロぐらいあるということでございます。

昨年想定した段階では、年間2万メートル、20キロ程度はできるのかなというふうに思っていたのですが、その後の物価高騰とか人件費高騰、中東情勢などマイナス要素もありますので、年間15キロとすると5年一区切りが妥当なのかなというふうに判断しております。

しかしながら、一方、議員おっしゃるとおり青切符制度が導入されたり、あと、今年の9月からは主に中央線のない生活道路の自動車の法定速度が60キロから30キロに引き下げられるということもございますので、中央線の視認性の保持というのは道路管理者の責務として重要視されるものと考えております。

ということなどいろいろございますけれども、進捗状況やその時々々の経済状況、財政状況なども鑑みながら整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 現状のスクリーニングした試算だと、年間15キロメートル整備していけば現状5年の計画で足りる可能性があるのですが、それでまずは進めるというお話でした。確かに物価高騰とかもありますので、計画どおりにいかないこともあるかと思うんですけれども、やはり白線が鮮明であればあるほど、歩行者・自転車問わず自動車も安全走行することができるようになると思いますので、ぜひ継続した整備をお願いしたいと思います。

自転車の安全走行には当然白線の整備というのも重要であるんですけれども、そのほかの自転車の安全通行に向けた整備として、自転車レーンの整備というものがあります。利府町内と言うと、ペアブリッジの歩道に青色に色が塗られた自転車専用レーンというのが整備されているんですけれども、そのほかに車道において自転車が安全に走行できる正しい通行位置と進行方向を示す矢羽根型路面表示、これは利府町ではちょっと見かけないんですけれども、道路に青い矢の羽根のような形のマークがずっと連なっているような自転車走行を示すマークがあるんですけれども、これは近隣の市町では見られるんですけれども、こういった青矢羽根マークの表示、これを自転車安全通行のために町で取り入れる考えはないか伺います。

○議長（永野 渉君） 都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答えいたします。

議員御指摘の自転車レーンとか矢羽根型路面表示というのは、ペアブリッジとか国道45号線に設置されているのを承知しているところでございます。全国的に自転車利用に関しまして7割の方が不安を抱いているということでございますので、このレーン、それから矢羽根型路面表示は、自転車を安心して利用できる効果が期待できるというふうに考えておるところでございます。

2つの整備とも、町内に存在する国・県・町、それぞれの道路管理者別に検討することとなりますけれども、全般としては物理的な車道及び歩道の幅員でまずは可否を判断しなければな

らないかと思います。

その上で、対象道路における自転車の利用状況や車道・歩道のレーン、車道への矢羽根表示など整備内容を検討して、その後に公安委員会と協議後、財源を確保するという流れになって来ておりますが、なかなか現時点では幅員とか交通量などから町道への整備はちょっと現実的ではないのかなというふうに推測しているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 不安を抱えながら運転している方にとってはすごく安心できる整備だということなんですけれども、確かに道路がそもそも広くなかったりとか、あとは道路の管理自体が県ですとか国であったりするとそういった協議が必要になってくると思いますので、そういった状況をいろいろ鑑みて、部長がおっしゃったとおり、対応を進めていただくということになると思います。

こちらは白線整備よりもちょっとお金も高い整備というふうに私も伺っておりますので、なかなか一気に進めるというのは難しいと思うんですけれども、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

今まで進めていたのは、自転車が走行するための矢羽根表示ですとか自転車レーンの設置、こういった車道とか歩道に色を塗ってといった整備のほうでお話しさせていただいたんですけれども、実際におっしゃったとおり、幅員ですとかそういった費用ですとか協議ですとかそういった面で難しいこともあると思うんですけれども、そういった場合、既存の歩道といったところに自転車通行可の標識を設置して、そもそも自転車が通行できる歩道にする、こういったことで自転車が歩道を走行できるようになると思います。

もちろん歩行者が優先ですので、歩道でも車道側を徐行、ゆっくり歩行者の邪魔をしないで止まれるスピードといったルールの周知も改めて必要なんですけれども、現状、町道に関して、県道ももし可能であればなんですけれども、既存の歩道をそういった自転車通行可の標識を設置して自転車が走れるようにする、こういった対応をすることは可能か伺います。

○議長（永野 渉君） 都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答えいたします。

道路管理者の宮城県の判断となることになります。ということで協議が必要となることなんです、その前段として、対象道路の利用状況の調査や地域の意見とか要望を取りまとめた上で、管轄の土木事務所へ具体的に要望するという手順になってくるかと思います。

現時点での道路にすぐにかいつまにというふうになかなか明言はできませんけれども、青切符制度の適用もございますし、あと、先頃、国による第3次自転車活用計画というのが閣議決定されたということもございまして、レーン整備とか矢羽根表示は全国的に増加しているということは宮城県でも理解していることであると思いますので、今後、様々な場面で検討、情報共有や協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 歩道を自転車通行可にするに当たっては管理者の検討と協議が必要ということで、おっしゃるとおり、国でも青矢羽根の整備とかそういったところを推し進めている状況でありますけれども、利府町においては、歩道の自転車通行可と車道の安全走行に向けた矢羽根等の整備この両面で進めていただくと、利府町民が安全で快適に自転車走行できるようになるのではないかなと思います。

また、全国的にもサイクルツーリズム、これは環境負荷が低い自転車を移動手段やアクティビティーとして活用し、地域の観光資源を巡る新しい旅のスタイルのサイクルツーリズムが注目されております。

主に沿岸部ですけれども、宮城県でもサイクリングルートが設けられておりまして、沿岸部は広く青矢羽根ですとかそういったところが整備されております。利府町の自転車走行空間整備が進むことによって、サイクリストがこの利府町に立ち寄っていただけるようなそういったまちになることも期待しておりますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の3番に移らせていただきます。

ヘルメット着用の重要性ですとか安全意識の向上を図ることが最優先というのは、おっしゃるとおりだと思います。安全意識があつてこそその着用ということで、これも当然理解できます。

ただ、ヘルメット購入助成をしている自治体というのはおおむね2,000円から3,000円程度補助しているんで、実際に、ヘルメットの値段もピンキリですけれども、おおむね4,000円から5,000円程度あれば自転車用ヘルメットは購入できるようになります。

物価高でいろいろお金をやりくりしなければならない中で、購入費の半分为助成されるような購入費補助というのは、実際にそのヘルメットの購入の後押しになるかと思いますので、ぜひ購入補助は、もちろん周知、そういったところを認識していただくというのは重要だと思うんですけれども、ぜひ引き続きちょっと検討をお願いしたいところではあるんですけれども。

答弁の中で、町民の着用状況や意識の変化を勘案しつつ、購入費補助の必要性の有無を判断

するとの答弁でした。実際に町民への周知をどんどん進めていって、ヘルメットの重要性などを認識していただいた上で、町民の着用状況と意識の変化、これを実際に把握するというのはなかなか難しいことだと考えるんですけれども、こういった方法でといいますか、その把握はこういった流れで町として確認していくのかなというのを伺いたいと思います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

ヘルメットの着用状況と意識の変化の把握でございますが、議員おっしゃるとおり、なかなか定量的に判断するというのは難しい部分があるのかなと思います。警察庁で行っているような全国的なヘルメットの着用調査とか、そういった大規模に行う調査であればある程度信頼できる数字というのは得られると思うんですけれども、難しい状況ではありますけれども、例えば先ほども答弁でありましたとおり、町内の小中学校での自転車安全教室、こういったところでまずは実際に利用される方々の生の声を聞き取りさせていただいて、そういった意識の変化というのはある程度把握はできるのかなと考えてございます。

あとは、現状でそういった購入補助に対する町民からの問合せというのはまだないんですけれども、そういった問合せがあるのかどうかというあたりを、今後そういったところも見していきたいなとは考えております。

いずれ、まずは、ヘルメットをかぶることによる安全性の確保というところの意識啓発というのが一番かなと考えております。ヘルメットの着用推進すべきというところでは議員さんとももちろん同じ考えでございますが、その上での補助のほうについてはその先のことなのかなというふうには考えてございます。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 部長がおっしゃるとおり、警察で行うような大規模なアンケート等ではない限り、なかなかヘルメットの意識の定着具合とかそういったところをはかっていくのは難しいと思うんですけれども、私自身、周知啓発を進めて、交通安全教室とかでもう目に見えて効果が見える、これはもう本当に理想的な状況だと思いますので、願わくばそういう状況になればいいなと思うんですけれども。まずは重点を置く周知、ヘルメットの重要性といったところの周知啓発の効果を把握するということは大変大切だとは思いますが。

あと、もう一つ、答弁の中にあつたところで伺いたいんですけれども、ヘルメットの購入費補助の前に周知啓発に力を入れるということではあつたんですけれども、着用状況や意識の変化を勘案して購入費補助の必要性の有無を判断するに当たってというお言葉がありましたけれ

ども、購入費補助の必要性の有無の有、ある場合、これは着用率と町民の意識が上がらない場合が必要性がある場合なのかなというちょっと私自身想像できたんですけども、もう一方の必要が無のほうですね。必要性がない場合というのはどんな場合なのか。例えば町民のヘルメット着用率が全国平均を大きく上回ったですとかそういった場合が必要性がないという場合になるのかお答えいただければと思います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

ヘルメットの重要性が十分に周知啓発を通じて認知されたかどうか、その判断というのは難しいというお話は先ほどさせていただきましたけれども、そういった傾向が仮につかめたとして、その周知が行き届いたから補助を行う、もしくは周知が行き届いたけれども補助は行わないといった趣旨のお答えではないんですね。あくまでも総合的な状況を勘案して補助制度の導入については判断するというので、まずは御理解いただければと思います。

補助制度を仮に実施して、ヘルメットをもしかしたら着用してみようというきっかけづくりになる可能性はもちろんあると思いますけれども、本来ヘルメットの着用率の向上を目指すときに、補助制度を実施してヘルメットを仮に1回かぶっていただいたとして、それが継続的にかぶっていただけるようなきっかけになるのかということとまたちょっとそれは違う、いろいろ自転車を利用される方のいろいろな感情、思いもあるでしょうし、そこがなかなか現状でもつかめてないというのが実情かなと考えております。つまり、この購入補助を実施することで必ずしもヘルメットの着用率が上がるということにはつながらない可能性もあるというふうに現在捉えてございます。

警察庁の大規模なヘルメット着用率の調査のほうもデータは出ていますけれども、努力義務化直前の令和5年2月から3月に調査した結果ですと着用率が4%ちょうど。そこから努力義務化から2年余りが経過した令和7年3月直近で警察庁で調査した結果ですと着用率が21.2%ということで、努力義務化されていろいろ耳にする機会、やはりヘルメットはもう重要だなということで意識が高まっている中でも、現状で20%ぐらいしかまだ着用している方がいないということなんですね。ですので、なぜ着用が進まないのかというところは引き続きいろいろ調査、情報収集しながら、総合的にヘルメットの購入補助の必要性というのは判断すべきものなのかなというふうに今時点では考えてございます。

○議長（永野 渉君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 今答弁伺っていますと、ヘルメットの助成をすることによっての定着

率とかそういったところを注目されているということは、裏を返せば、ヘルメットを助成すれば何か効果が上がるのかとかそういったところも考えて周知されているということだと思いますので、これは確かなかなか難しい、大きいところで調査とかしてもらわないとその定着率とか分からないのでなかなか難しいところではあるんですけども、今の部長の答弁を聞いて安心したといえますか、もう一刀両断で、昨日高久議員のちょっとまねみたいになってしまいましたけれども、ヘルメット助成はしないとやっているわけじゃなくて、先ほどの答弁の裏を返せばヘルメット助成することの効果も見ながらという表裏一体のものだということが今の答弁で私も分かりましたので、引き続き、ヘルメット購入助成も念頭に置いた上での町民の着用状況等を注視していただきたいと思います。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永野 渉君） 以上で1番 郷右近佑悟の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。再開は13時といたします。

午前11時52分 休 憩

---

午後 0時56分 再 開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔12番 今野隆之君 登壇〕

○12番（今野隆之君） 12番 今野隆之でございます。

今回は2点通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目、学期制と学習評価の在り方についてということで、小中学校では令和7年度から3学期制を維持しつつ、通知票、すなわち成績通知を年2回とする運用が始まっています。この見直しについては、教職員の評価事務の負担軽減や児童生徒一人一人の学びを丁寧に見取ることなどが目的とされてます。その効果や課題については、導入後の検証が必要であると考えます。

そこで、現行の3学期制を維持しながら通知票を年2回とする運用について、導入の経緯、制度上の整理、定例教育委員会での扱い、保護者や児童生徒への情報共有、学び直しや再挑戦を支える評価、今後の検証と改善の在り方などについて、以下伺います。

（1）通知票年2回の導入経緯と制度上の整理について。

①導入の目的と校長会等における検討過程について伺います。

②3学期制と通知票年2回の組合せを、法令・通知、町の規則等との整合性の観点からどのように整理しているのか伺います。

（2）定例教育委員会での扱いについて。

通知票の回数変更は、学期制の運用、保護者への情報共有、教職員の働き方に直結する重要な変更です。これを報告事項とした理由と、協議事項として議論すべきだったのではないかとこの点について、教育委員会としての認識を伺います。

（3）導入後の効果と課題について。

教職員の評価事務の負担軽減や児童生徒と向き合う時間の確保、学習改善につながる評価の充実にどの程度つながったと捉えているのか伺います。

（4）保護者への情報共有と児童生徒へのフィードバックについて。

①保護者が児童生徒の学習状況や成長を把握する機会が少なくなることについて、教育委員会はどのように認識しているのか伺います。

②通知票以外の方法により、保護者への具体的な情報共有や、児童生徒への日常的なフィードバックをどのように確保し、学びの改善につなげているのか伺います。

（5）学び直し・再挑戦を支える評価について。

①児童生徒の学び直しや再挑戦、単元を超えた成長を評価に反映しやすくなったのか伺います。

②不登校傾向の児童生徒、発言が得意でない児童生徒、学び方に特性のある児童生徒など、多様な児童生徒の努力や成長をどのように丁寧に見取り、前向きに評価しているのか伺います。

（6）今後の検証と改善について。

現行の運用について、学習改善、保護者への情報共有、教職員の働き方、学校教育の質の向上の観点から、今後どのように検証し、改善していくのか伺います。

次、2点目です。孤独・孤立対策の推進について。

近年、孤独・孤立の問題は、高齢者に限らず、子供、子育て世代、若者、生活困窮者、障がいのある方、独り暮らしの方など、幅広い世代や立場に関わる地域社会全体の課題となっております。

本町においても、高齢化の進行、単身世帯の増加、地域活動の担い手不足、自治会加入や近所付き合いの変化、子育て世代の孤立、子供や若者を取り巻く環境の変化など、孤独・孤立につながり得る要因は身近に存在しております。

そこで、本町における孤独・孤立対策について、把握の仕組み、アウトリーチ型支援、予防

的支援、地域での見守りや居場所づくり、庁内外の連携体制及び今後の施策展開について、以下伺います。

（１）基本認識とスティグマ解消について。

①町では、孤独・孤立をどのような地域課題として認識しているのか伺います。

②孤独・孤立の背景には、生活困窮、障がい、不登校、ひきこもり、子育て不安、ワンオペ育児、高齢単身、住まいの不安定さなど、様々な事情があります。こうした属性や状況に対する偏見や思い込み、いわゆるスティグマが、本人や家族が相談や支援を求めることを妨げるようになり得ると考えますが、町としてどのように認識し、意識啓発等に取り組むのか伺います。

（２）孤独・孤立を把握する仕組みについて。

①孤独・孤立の状態にある方やそのおそれのある方について、町としてどのような情報や機会を通じて把握しているのか伺います。

②庁内各課、関係団体や関係機関、地域団体等からの気づきを、どのように共有し支援につなげているのか伺います。

（３）相談につながらない方へのアウトリーチ型支援について。

①孤独・孤立の状態にある方ほど自ら相談窓口に来ることが難しい場合があります。町ではアウトリーチ型支援をどのように実施しているのか伺います。

②様々な事情により孤立が深刻化する前の段階で支援につなげるため、今後どのようにアウトリーチ型支援を強化していく考えか伺います。

（４）子供・子育て世代への予防的支援について。

①孤独・孤立対策は、困難が表面化してからの対応だけではなく予防的な視点が重要です。町では、子供たちが自己肯定感、他者と関わる力、困ったときに助けを求める力、困難に向き合う力などの非認知能力を育むことを、将来的な孤独・孤立を防ぐための重要な取組として、学校教育や地域での子供の育ちの中にどのように位置づけているのかを伺います。

②子育ての不安や負担を一人で抱え込みがちな家庭を、孤独・孤立のリスクが高い層としてどのように把握し、支援につなげているのか伺います。

（５）地域における見守り・居場所・社会参加の支援について。

①地域の多様な担い手とどのように連携し、見守りや居場所づくりを進めているのか伺います。

②地域のつながり方や課題の現れ方には地区ごとの違いもあると考えますが、町として地域特性を踏まえた支援をどのように進めているのか伺います。

（6）庁内横断体制、地域協議会及び今後の重点施策について。

①孤独・孤立対策は、福祉、子育て、教育、健康、住宅、地域コミュニティなど複数の分野にまたがる課題であり、地域共生社会の実現に向けた重要な取組でもあります。町では庁内関係各課による情報共有や施策調整をどのように行っているのか伺います。

②孤独・孤立対策推進法に基づき、孤独・孤立対策地域協議会について、既存の会議体で対応する考えなのか、特化した協議の場を設ける考えがあるのか伺います。

③各種計画や関連施策を孤独・孤立の予防、早期把握、アウトリーチ型支援にどのようにつなげ、地域共生社会の実現に向けて今後どの施策に重点的に取り組むのか伺います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（永野 渉君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、学期制と学習評価の在り方については、教育長。

2、孤独・孤立の対策の推進については、町長。初めに、教育長。教育長。

○教育長（竹内 新君） 12番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の学期制と学習評価の在り方についてお答え申し上げます。

まず、（1）の①導入の目的についてでございますが、通知票の配布を年2回とすることにより、教員においては短期間での集中的な業務負担が軽減されるため、学校現場の働き方改革に寄与することや、評価の期間を長くすることで多くの学習活動や行動を観察でき、より適切な評価が可能となります。

また、これまでの通知票作成業務に充てていた期間を2回にすることにより、年間行事を組みやすくなったものと考えております。

検討過程につきましては、令和6年10月の校長会において各校長から意見が出されました。その後、各学校で検討した上で、同年12月の校長会で、町内全ての小中学校において通知票の配付を年2回に統一するとの結論を得て、各学校長が決定したものであります。

次に、（2）の②3学期制と通知票年2回の組合せを法令・通知、町の規則等との整合性の観点からどのように整理しているのかについてでございますが、まず、学期については、学校教育法施行令第29条で公立の学校の学期等については市町村の教育委員会が定めることとなっており、本町の公立学校の管理に関する規則第2条において学期を規定しております。3学期制にすることで、長期休業に当たり始業式や終業式を実施することは、学期ごとのけじめをつけるためにも有意義であると考えております。

なお、通知票の配布回数につきましては、法令等の規定はなく、学校長に委ねられる範囲の

裁量となる事項であります。

次に、（２）の定例教育委員会での扱いについてでございますが、通知票の配付回数につきましては学校長に委ねられる事項であり、年２回の通知で統一することを教育委員会に報告したことは特段問題がなかったものと考えております。

次に、（３）の導入後につきましては、教員の学期末の通知票の作成、管理職による点検などが軽減され、削減された時間は個別面談や補習指導、授業改善のための教材研究の時間として、有効に活用されている状況であります。

次に、（４）の保護者への情報共有と児童生徒へのフィードバックについてでございますが、①と②につきましては関連がございますので一括してお答え申し上げます。

まず、保護者が児童生徒の学習状況や成長を把握する機会が少なくなることについてですが、各学校においては、学校生活の様子や成長の様子をお伝えする機会として保護者面談の充実を図っております。保護者は対面で児童生徒の学習や生活態度について具体的に伝えられ、家庭においても成長に向けた働きかけを行ってもらえるよう依頼できるようになりました。これにより、よりよい成長を促す機会が増えたことから、学力の向上、豊かな心の育成などにつながっているものと捉えております。

次に、（５）の学び直し・再挑戦を支える評価についてでございますが、①と②につきましては関連がございますので一括してお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、評価期間を長くすることで、その分、評価材料を増やすことができますので、より適切な評価につながっていると捉えております。また、通知票作成業務の負担軽減によって、さらに児童生徒の頑張りを丁寧に見取ることができるようになっております。

特に、不登校傾向や特性のある児童生徒等については、個々の状況に合わせて多面的・多角的に評価を行うよう促しているところでございます。

最後に、（６）の今後の検証と改善についてでございますが、これまでに申し上げましたように、通知票が担う役割は保護者面談等でよりよい形で補完されていると考えており、今のところ変更は考えておりません。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

第２点目の孤独・孤立対策の推進についてお答え申し上げます。

初めに、（１）の①孤独・孤立をどのような地域課題と認識しているかについてでございますが、身近な人や社会とのつながりが失われ、孤独・孤立の状態が続いた場合においては、精神疾患や認知症、不登校や失業、孤独死や自殺といった事案に発展するおそれのある重大な地域課題になると捉えているため、多様な連携、協働による取組が必要であると認識しております。

次に、（１）の②孤独・孤立に関するスティグマに対する認識と意識啓発等についてでございますが、いわゆるスティグマにつきましては、孤立や孤独に関する相談や支援を妨げる要因の一つになり得るものと認識しており、町といたしましては孤独・孤立に限らず、様々な課題に関する差別や偏見等を防ぎ、誰もが相談しやすい環境をつくれるよう、町のホームページや広報紙、人権に関する啓発活動や教室等を通じて、町民の皆様や各種団体に対する意識啓発等に取り組んでまいります。

次に、（２）の①と②につきましては関連がありますので一括してお答え申し上げます。

孤独・孤立の状態にある方やそのおそれのある方の情報につきましては、各窓口での相談対応や各関係機関からの報告など情報把握の機会は様々であります。適宜地域ケア会議等を開催し、必要な情報の共有を行い適切な支援につなげております。

次に、（３）の①と②につきましても関連がありますので一括してお答え申し上げます。

孤独・孤立に対するアウトリーチ型の支援といたしましては、民生委員児童委員による地域の見守り活動のほか、地域包括支援センターによるお元気ですか訪問、さらには町内の３つの児童館が連携した移動児童館の中で子育て相談会も実施しております。引き続き、深刻化する前の段階での支援につなげられるようアウトリーチ型支援の充実に努めてまいります。

次に、（４）の①子供たちの非認知能力を育むことを学校教育や地域での育みの中にどのように位置づけているかについてでございますが、利府町総合計画において多様化する社会を生き抜く力や自立する力の育成を推進することとしており、さらに、豊かな人間性の育成を図ることを目的として掲げ各施策に取り組んでおります。

次に、（４）の②子育ての不安や負担を一人で抱え込みがちな家庭の把握と支援についてでございますが、母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問、乳幼児健診等において心身の健康状態や家庭の状況等を確認し、必要に応じ、電話連絡や面談、訪問等により継続的な支援を行っております。

次に、（５）の①地域の多様な担い手との連携による見守りや居場所づくりについてでございますが、地域住民や各関係機関等々多様な連携を図り、高齢者の居場所づくり活動支援など

様々な事業に取り組んでいるほか、社会福祉協議会などによる見守り事業も行われております。

次に、（５）の②地域特性を踏まえた支援についてでございますが、町といたしましては、地域住民や民生委員児童委員、関係団体等が地域特性を踏まえた活動ができるよう側面的な支援に取り組んでおり、引き続き運営等の支援に努めてまいります。

次に、（６）の①庁内関係課による情報共有や施策調整についてでございますが、地域福祉、障がい福祉、介護福祉、高齢者福祉、児童福祉に係る多様な地域課題に関しまして、保健福祉部内の綿密な連携を図るとともに、庁内全部署との調整連携につきましても各種会議、打合せ等を通して十分に行っております。

次に、（６）の②孤独・孤立対策地域協議会の対応方針についてでございますが、県内で協議会を設置している自治体は２つのみで、本町では既に自殺対策ネットワーク会議や地域ケア会議など協議の場がございますので、現時点では孤独・孤立に特化した協議会を設置する考えはありません。

最後に、（６）の③地域共生社会の実現に向けて今後重点的に取り組む施策についてでございますが、昨年度末に策定した第４期地域福祉計画smileプランに基づき、「支え合いの心がつながり、誰もが共に楽しく暮らせる『笑顔の地域づくり』」を基本理念として、地域共生社会の実現に向け、地域の関係者が連携・協働しながら各種施策等を進めてまいります。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 各項目では町の認識と判断根拠を確認して、課題がある点のみ再質問いたします。そのため、全項目に再質問するのではなく、必要な論点に絞って議論を進めていきたいと思っております。

まず、１の（１）（２）、これは意思決定プロセスに関わる内容ですので、一括して再質問いたします。

まず、通知票年２回という運用変更は、町内９校3,100人の児童生徒とその保護者に影響を及ぼすものであります。そこで伺います。

教育委員会はこの制度変更を検討するに当たり、第１に先行自治体の調査、第２に現場教職員の意見聴取、第３に保護者や学校運営協議会などへの説明、これらをどのように実施したのでしょうか。また、その内容は教育委員会定例会において共有、協議されたのでしょうかお伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

通知票を2回ということに関しましては、2学期制を敷いている市町村に関しましては2回というところが多いかなというふうに思います。当然その場合のメリット、デメリット等をこちらでも把握をして、そして、公聴会での意見も基に、最終的には年間2回というふうに決定をいたしました。

答弁の中にもありましたように、この通知票2回に関しましては学校長裁量でございますので、教育委員会においては報告という形を取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 先行自治体の調査とかはやったのかどうか、それと、現場教職員の意見聴取、これもやったのかどうか、あと、保護者や学校運営協議会等への説明を行ったのかどうかというのを聞いていたんですよ。

それで、校長の裁量というのも分かります。それと、教育委員会で協議事項じゃなくて報告事項としたというのは分かります。

まずは、この3点についてちょっと説明していただけますか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 調査等を行ったのか、学校で聞き取りを行ったのかどうか、それは全て関連するかと思いますので、例えば、年間3回を経験している教員もいれば2回経験している教員もおります。つまり、他の市町村、利府町だけでずっと異動してるわけではございませんので、そうすると年間2回にするときのメリット、そこは十分に各教員から聞くことはできます。校長がそれぞれ学校で意見聴取しながら、2回のメリットを十分に把握して2回というふうな結論に至った次第でございます。メリットを十分に生かした最終的な結論だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 教職員に対して聞き取りというのはやったということによろしいですね。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

全職員に対して聞き取りということではございません。校長が、これこれこういう理由で2回にしていきたい。当然それは職員会議等で諮られるわけです。その場で意見等を求め、反対する教職員はいたかという、それはこちらのほうには上がってきておりませんので、職員会

議で情報共有はしております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 私は今回の件を通じて、学校長裁量というのと、もう一つ教育委員会としての政策判断というのがあったと思うんですよ。そうすると、結局今回は報告事項ということで教育委員会が追認機関という形で見られてもおかしくないと、追認したという形に私は捉えるんですよ。

それで、今後、町内全校に共通するその運用変更を行う場合には、やはり定例教育委員会における協議とか、あと関係者への説明、導入根拠の明示、これらを制度として整理すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 今回は、町内統一というのは最終的にそうなった形でございます。通知票は、町内9校ございますが、9校あれば全ての学校ばらばらでもいいわけです。1回だろうが2回だろうが3回だろうが4回だろうが、それは学校長の判断ですので、教育委員会が指示をして何回に下さいということではございません。

それは学校長裁量で決まっている以上、こちらは指示することはできませんので、そのような状況で結果的に9校統一してそういう形になったということで、校長会で議論を重ねて、やはり9校統一したほうがいいよねという結論になって、たまたま9校が一緒になっただけでございます。

追認したといいますか、そういう意識ではありません。教育委員会が追認したということがありましたけれども、校長会の意見を尊重しているというふうな捉えで認識していただければと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 校長の裁量事項ということで、結果として各校ばらばらの運用になり得ると、これも分かります。ただ今回は一律に年2回に移行したということであり、やはり町内統一ルールというか、9校が全部同じ時期に2回評価というふうになったわけですね。

それで、地方教育行政法上、教育委員会は学校の組織編制、教育課程、教科書、その他教材の取扱い、児童生徒の取扱い、学校給食等の事務を管理執行する権限を有していますね。それで、学校評価の回数変更はこの枠内には入らないんでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育長。

○教育長（竹内 新君） 御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃる法律、地方教育行政法というのがございます。その中で教育委員会制度について規定がございますが、議員がおっしゃるように、もちろん教育委員会でございますので、教育委員会は教育についての様々なものを管理執行するわけですが、その中の項目として学校の組織編成、教育課程、学習指導そういったものが挙げられております。

ただし、教育委員会の範疇でそれをやるわけですが、別の規定もありまして、事務の委任というものがございます。教育委員会という会議体で全てを諮ることを求めているわけではなくて、教育長に委任をする、任せるようなことができるようになっている仕組みでございます。

事務の委任等という項目の中で、教育長に委任することができないというような項目が書かれているところがございますが、その中では教育に関する事務の管理執行の基本的な方針に関することとか、あとは規定の改正とか制定・改廃に関することとか組織の設置とか廃止に関すること、そういった大変大きなところ大事なところは、さすがに教育長に任せては差し支えがありますよということはおっしゃっておりますけれども、逆に申し上げれば、議員がおっしゃる通知票を年何回にするというようなことまでは教育長に任せてはいけないという決めにとなっておりますので、したがって、当時、報告事項としたことについては特に問題とは考えておりませんので、先ほどの答弁に申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 問題はないというお話でしたけれども、教育委員会でも報告事項じゃなくて、協議事項として協議すべきだったんじゃないでしょうかね、この件について、いかがですか。

○議長（永野 渉君） 教育長。

○教育長（竹内 新君） 申し上げます。

先ほど申し上げましたように、教育長に委任をするという形で問題がないような法令の立てつけでございますので、結果的に報告事項であって問題なかったと考えているところでございます。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） こういう大きな変更とかだったらやはり教育委員会で協議してもらいた

いと私は思うんですけれども、この件以外でもそういう町内9校に関するような大きいことであればやはり協議していただきたい。よろしくお願いします。

次に行きます。

（3）教職員の評価事務の負担軽減についてということで、業務が軽減されたという答弁ですけれども、具体的な時間削減量とか対象人数とか計測方法が一切示されていないんですね。それで、働き方改革の成果を主張される以上、定量的なデータの提示は不可欠だと思います。少なくとも教職員の負担感、それと時間外勤務時間、有給休暇取得率、保護者満足度、児童生徒との関わる時間について、導入前と導入後でどのように変わったのか、これは比較する必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

そもそもこの通知票を2回にした大きな目的としては、教職員の負担軽減、通知票の作成に係る負担軽減、そして、子供たち目線で考えればよりよい評価というのが大きな目標でございました。

それで、時間、負担軽減につきましては、各学校によって一概には何時間というふうに、当然教職員個々の事務処理能力もございますので一概には言うことはできませんけれども、数値的なことを言えば、例えば中学校であれば3校ございますが、通知票にかける時間が恐らく、すみません、これは学校から聞き取りをしたんですけれども、20ないし30時間ぐらいは減っているという回答を得ています。そう考えると大分削減されたのかなと。

ただ、丸々この時間帯が勤務時間に反映されて減っているかというとそうではなくて、教育長答弁でもあったように、この削減された時間を使って個別面談を行ったり、それから、授業づくりの時間に充てたりと、ですから、時間そのままだが在校時間に反映されているとは限りません。

それから、児童生徒の関わりについては、これも繰り返しになりますけれども、面談を行う時間を取ったり、これは保護者も含めて取ったり、それから、よりよい授業づくりをできるようになるということは当然子供たちの関係も、生徒指導と授業は両輪でございますので、そこはよりよい関わり方もできるようになってくるのかなというふうに思います。

保護者満足度に関しましては、特に保護者の方々からやはり前に戻してほしいということは1件も上がってきておりません。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） そうであれば、令和9年度の教育振興基本計画中間見直しまでに通知票年2回運用についての検証をすべきだと考えます。例えば評価項目としては、時間外勤務時間がどうだったのか。それとアンケートですね。教職員に対して、あと保護者に対して。それと、先ほども言いましたけれども、児童生徒との関わり時間ということで、これも数値的に捉えられることだと思います。それと不登校教育相談への対応状況、これについて検証をすべきではないでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 検証といいますのは、通知票2回がよかったかどうかという検証でございませうか。（「2回になってからどう変わったか」の声あり）

どう変わったかということに関しましては先ほど申し上げたとおりでございまして、あと、教育長答弁でもございましたが、この通知票2回になったことで保護者との面談を、新たに3回から2回になったことで保護者に知らせるそういう機会が1回減りましたが、その代わりとして各学校で面談を行っておりますので、よりよい具体的な子供たちへの励ましであったり、それから、ここはこういうふうに改善してほしいとか、より具体的に保護者や子供たちに伝えることもできますので、十分にその辺は補完されているのかなというふうに考えておりますので、今のところ検証等は答弁で申しましたように考えておりません。

以上でございます。（「アンケートは」の声あり）

お答え申し上げます。

教職員へのアンケートということでございましたが、各学校で校長が、紙面上でのアンケートというのは取っておりませんが、十分聞き取りをしております。個人面談等を使って教員と校長との関わりという時間は確保されておりますので、その中から、反対する教職員はおりません。むしろ、時間削減されたことによって子供たちのよりよい関係づくりが持てる、授業の準備も十分にできる、肯定的に捉えている教職員がほとんどでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君に申し上げます。発言に関しては議長を通して発言願います。今野隆之君。

○12番（今野隆之君） アンケートについて実施というふうなことでお話ししましたけれども、やはり検証というのは非常に大事だと思いますので、そういったのも検討していただければと思います。

それと、先ほどお話しいただいた面談についてなんですけれども、これは従来から面談というのはやっていたと思うんですね。例えば年1回とか、年2回のところもあったかもしないんですけれども、それを今回の通知票2回ということで、回数を増やしたとか、従来と比較して、そういったことがあるんでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

面談に関しましては全ての学校で行っております。年2回の評価にしたことによって面談の回数を新たに設置したという学校もありますし、たとえ同じ回数であったとしてもやはり迫り方というのは違うと思われまます。

例えば、1学期末に保護者に伝えるべきことを例えば通知票では所見の中を書くわけなんですけれども、それを意識して面談に教職員が臨む。そして、当然それプラスアルファでより具体的に保護者に伝えていくということです。今までの面談とはまた違った、通知票がなくなった分、これこれこういうふうにしていこうという中身の検討も含めて面談を行っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） では、質問事項2、孤独・孤立対策の推進についてに移ります。

（1）孤独・孤立の地域課題としての認識についてということで、重大な地域課題というふうなことだったんですけれども、この認識は評価いたします。

しかし、重大と認識しつつも、専管組織とか特化計画、この孤独・孤立に関する特化計画もないというのが利府町の現状だと思います。

この課題認識を共有する一歩として、町独自の実態調査、例えば無作為抽出アンケートとか民生委員ヒアリングなど、こういった実施計画はあるのかどうか。

それと、国の人々のつながりに関する意識調査は、全国データにとどまっているわけですよ。それで利府町固有の状況は見えないんですけれども、やはりそういったのも勘案しつつ実態調査を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

町独自の調査につきましては、今年の令和8年3月に計画を策定しております利府町第4期地域福祉計画利府町smileプランにおきまして、社会的孤立についてのアンケート調査もさせていただいております。それを踏まえて、町のほうではこの計画に施策の方向ということで、見

守り支援の充実という形で施策のほうも載せております。

令和6年ですかね、孤独と孤立について国のほうで示されておりますが、単独の計画等はないと思いますが、そういった計画の中でそういったアンケート等を確認しながら計画のほうに盛り込んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 孤独・孤立について取り扱っている部分というのは非常に少ないと思うんで、例えば章立て、それについて章立てするとかそういった形で少し取り上げていただければと思います。

次に、スティグマへの認識、意識啓発についてなんですけれども、啓発手段としてホームページとかというふうなことでお話がありましたけれども、いずれも情報を取りに来る人にしか届かない手段ですね。

それで、スティグマ解消には、当事者の声を可視化する取組、例えば体験談コーナーとかピアサポーター育成などが国の重点計画でも推奨されています。利府町では当事者参画型の啓発を行っているのか。行っていない場合、今後の導入見込みはいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、孤独・孤立に関して個人の感覚でどう捉えるか、周りがどう捉えるか、そういったことがあって、自分から私は孤独でした、孤立を感じましたという形でカミングアウトをしていく方というのはさほど、多分いないのかなというふうに認識はしております。

そういったところで当事者の立場に立った研修というか、そういった経験等をお話いただく機会というのを設定するというのはちょっと難しいのかなということもございますので、町のほうでは、人権委員さんが各学校等とかに出向いて、人権のそういった孤独・孤立に関しても講演を行っているという状況でありますので、改めて、そういった当事者の方の場を設けるということは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 先ほどのピアサポーターの件、ぜひ検討いただければと思います。

次に、（4）の①に行きたいと思います。これは教育のほうにお聞きします。

国は第4期教育振興基本計画において、日本社会に根差したウェルビーイングを教育政策の

中心に位置づけました。その背景には、学力のみならず、自己肯定感、人とのつながり、相談できる力、すなわち孤独・孤立の予防を教育の重要な役割として捉える考え方があります。利府町においても令和9年度には第2期教育振興基本計画の中間見直しが予定されております。そこで伺います。

教育委員会は、孤独・孤立予防を教育政策上の重要課題としてどのように位置づけているのか。また、令和9年度の計画見直しにおいて、ウェルビーイングや孤独・孤立予防の観点を反映する考えはあるか伺います。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

孤独・孤立の予防、それから、令和9年度の見直しにおいてということ、大きく2つかなと思いますが、関連するので一括してお答えしたいと思います。

利府町の教育振興基本計画の中には、利府町の特徴ある教育の1つとして、志教育というものがございます。志教育と一言言ってもかなり範囲が広くて、正直全ての教育活動に絡んできてもおかしくないかなというふうに思います。

ですから、この孤独・孤立に関しましては、例えば道德の授業であるとかふだんの教職員の何気ない子供たちとの会話であるとか、それから、朝の会・帰りの会の短時間であるとかそのようなところで、子供たちには孤独・孤立しないようなそういう手だてというものを、日々、どの教科ということに限らず行っておりますので、まさにその志教育の一部分にも相当するかなというふうに思います。

利府町の大きな教育の1つでありますので、令和9年度の見直しということでございますけれども、これも継続した形にはなるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） この計画に掲載された教育意識調査によると、独りぼちのような気がして寂しいと感じると回答した児童生徒は21.7%。それと、自分は価値のある人間だと思いと回答した児童生徒は54.2%にとどまっております。私はこの2つの数値こそが孤独・孤立対策の出発点であると考えます。

教育委員会では、21.7%という孤独感の数値と54.2%という自己肯定感の数値を、どのように評価しているかお伺いします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

当然、どちらの数値も高ければ高いほどいいわけでございますので、この孤独に関すること、それから自己肯定感に関することは、先ほどの答弁と重なる部分がありますけれども、日々の教育活動の中で授業の中で、そして朝の会・帰りの会の短い時間の中で、少しでもこの数値が上がるように努力するという考えでおります。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 今後の調査はいつを予定されていますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 今のところまだ未定でございますので、この場でお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 分かりました。

では、（6）の②に行きたいと思います。

既存協議の場があるので特化した協議会を設置する考えはないとのことなんですけれども、孤独・孤立対策推進法ではこの設置を地方公共団体の努力義務としていますよね。それで、利府町は設置しないと明言されましたが、努力義務に反しないという根拠は何なんでしょうかね。ほかで開催の会、いろんな協会があってやっているということですか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） 今回改めて孤独・孤立に関する協議会の設置の有無については検討しないということで町長の答弁にございましたけれども、町として自殺対策会議とか、あと、個別の案件であれば、介護の65歳以上の方々であれば地域ケア会議ということで各担当が持ち寄って協議をする場とか、あと、個別個別のケース会議とかいろいろございますので、国のほうではそういった代替できるものがあれば今回改めて設置する義務はないという形で私たちは解釈しておりますので、宮城県内におきましても2か所の自治体さんで設置をしている状況でございますので、今後必要性に応じて近隣の状況も確認しながらそこは調査をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 代替できる根拠ということで、例えば構成員要件です。法第15条の構成員要件、法16条の協議事項、法17条の調整機関、法18条の秘密保持義務、これらを既存会議は満たしているということによろしいんですね。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） 必ずしも構成員を満たしているかという点とそういうわけではございません。あと、守秘義務等につきましては、法律上の規定もしくは協議会の設置要綱等に基づいてそれぞれ守秘義務を課されておりますので、当然守秘義務というのは必ず遵守していただくという形になっていくと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 次に、地域共生社会の実現ですね。これには重層的支援体制整備事業の活用が国の標準ツールとなっています。利府町は同事業に移行済み、または未移行のどちらでしょうか。未移行の場合、移行時期の見通しについて伺います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） 重層的支援につきましては利府町は移行はしておりません。先ほど町長の答弁にもございましたが、全ての福祉関係の業務が、私の部の保健福祉部というところに統一されております。全ての窓口で相談を受けた件につきましては全て、担当課だけでなく自分の担当の部分だけでなく、それを重層的に支援しなきゃいけないということであれば、担当課と本人をつないで協力連携をしながら支援のほうに努めている状況でございますので、今現在、重層的な支援については取組を行っていない状況でございます。

○議長（永野 渉君） 今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 承知いたしました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（永野 渉君） 以上で、12番 今野隆之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は14時とします。

午後1時51分 休 憩

---

午後1時58分 再 開

○議長（永野 渉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 金萬文雄君の一般質問の発言を許します。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） 7番 日本共産党の金萬文雄です。

今日は一般質問2点お伺いすることにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速、質問通告書に沿って御質問いたします。

まず、1点目、带状疱疹ワクチン予防接種の自己負担の軽減について。

国は、令和7年度から、原則65歳の方への带状疱疹ワクチン予防接種を予防接種法に基づいて定期接種の対象としております。これに基づいて町では助成を実施し、自己負担額が生ワクチンで1万円程度から4,900円、組替えワクチンで1回2万2,000円程度から1回1万8,100円にそれぞれ軽減されております。

しかし、2市3町以外の県内自治体の組替えワクチン予防接種の1回の自己負担額は1万円から1万2,000円程度であり、町の自己負担額が高額となっております。住民からは、接種しようと思ったんだけども高くて断念したとか、効果が高い組替えワクチンをしたいが高いのでしょうがなく生ワクチンにしようと思うなどの声や、一部医師からも他自治体と同様の自己負担額にならないかとの意見が寄せられております。

高齢者の带状疱疹は80歳までに3人に1人が感染し、重篤な後遺症も懸念されている感染症であり、町としても接種を促す役割が求められていると考えております。予防効果の高い組替えワクチン予防接種を受けやすくするため、他市町村と同様の自己負担額に減額するべきと考えますが、以下について町の見解を伺いたいと思います。

（1）令和7年度のワクチン接種状況を伺います。

（2）令和7年12月議会の一般質問で、自己負担軽減について塩釜管内2市3町保健衛生研究会で協議していくとの答弁がありましたが、その後の協議の状況を伺います。

2点目、公共交通の利便性の向上についてです。

町は、利府町地域公共交通計画について、令和6年3月議会の一般質問答弁において、令和8年度まで調査・検討を行い、令和11年度からの次期計画に反映できるようにするとしております。また、令和8年10月から利府町版m o b i を本格運行し、今後の町の公共交通整備が期待されているところであります。一方で、町民バスやm o b i についてもっと利用しやすくしてほしいなどの住民の声も多く聞かれております。

公共交通の利便性をさらに向上するために、以下について町の考えを伺います。

（1）利府町地域公共交通計画について。

①現在の地域公共交通計画では、町民バス利用割合を令和5年度22%から令和10年度25%へ3%引き上げるということにしておりますが、到達状況と今後の取組の計画を伺います。

②令和6年度の現計画当時から住民を取り巻く交通や施設環境が変化してきており、住民ニーズもまた変化してきていると考えます。次期計画策定に向けたアンケートやワークショップ等の今後の取組計画を伺います。

③葉山・赤沼・須賀・浜田地域の公共交通計画をどのように進めていくのか伺います。

（2）利府町版m o b i の運行について。

①岩切駅への乗り入れができないか伺います。

②回数券等をスマートフォン以外のICカードなどの活用ができないか伺います。

③シルバーパスの適用を検討はできないか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永野 渉君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、带状疱疹ワクチン予防接種の自己負担の軽減について。

2、公共交通の利便性向上について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 金萬文雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の带状疱疹ワクチン定期接種の自己負担額の軽減についてお答え申し上げます。

まず、（1）の令和7年度の带状疱疹ワクチンの接種状況についてでございますが、生ワクチンの接種者数が273名、組替えワクチンの接種完了者数が259名となっております。

次に、（2）の塩釜管内2市3町保健衛生研究会における組替えワクチンの自己負担減額の協議状況についてでございますが、令和8年度の自己負担減額について協議を行った結果、高齢者インフルエンザなどほかのB類疾病の定期接種と同様に、令和8年度においてもワクチン価格相当額を自己負担額とすることを決定しました。

今後につきましても、引き続き当研究会において情報共有を図りながら、接種状況の推移や県内の他自治体の動向を注視してまいります。

次に、第2点目の公共交通の利便性向上についてお答え申し上げます。

まず、（1）の①と②は関連がありますので一括してお答え申し上げます。

地域公共交通計画に掲げる町民バス利用割合の到達状況と今後の取組についてですが、町民バス利用割合は、令和4年度に実施した町民アンケート調査でバスを利用していると回答された方の割合から設定しており、次期アンケート調査は令和9年度に実施することとしているた

め、現時点では到達状況は判断できませんので御理解願います。

次期計画の策定に向けたアンケート調査やワークショップ等の今後の取組といたしましては、町内の公共交通を取り巻く環境の変化や住民ニーズを的確に捉えるため、来年度に町民アンケート調査を行うほか、地域の意見を聞く場を設ける予定としております。

次に、（１）の③葉山・赤沼・須賀・浜田地域の公共交通計画についてでございますが、令和7年度の東部地区を対象にアンケート調査や利用状況の分析を行っております。これを踏まえた上で、懇談会や運行事業者との意見交換を行い、具体的な施策について利府町地域公共交通会議において審議してまいりたいと考えております。

次に、（２）の①利府町版m o b i の岩切駅への乗り入れについてでございますが、昨年度宮城県タクシー協会仙台地区総支部と協議をしたところ、利府町から岩切駅への乗り入れについては支障がないとの見解をいただきました。

しかしながら、岩切駅から利府町への移動につきましては、仙台市の交通事業への影響が大きいため、仙台市のタクシーを利用してほしいとの意見もいただいております、引き続き慎重な議論を要するものと考えております。

次に、（２）の②ＩＣカードなどの活用についてでございますが、現在、町民バスで導入しているキャッシュレス決済を利府町版m o b i においても利用できるように関係事業者と協議を進めていることから、ＩＣカードの活用については考えておりません。

最後に、（２）の③シルバーパスの適用についてでございますが、利府町版m o b i の収支率が改善を要する状況であることや、他の公共交通機関にも大きな影響を及ぼすことから、今のところ適用させることは考えておりません。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。金萬文雄君。金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） では、まず、带状疱疹ワクチンの接種についての再質問をいたします。

接種人数、令和7年度の接種人数は聞きましたけれども、接種率はどうだったでしょうか。

また、接種状況の各年代別、5歳ごとになっているはずなので、100歳までね、去年は100歳までオーケーで今年はなくなりましたけれども、そこら辺の年代別の接種状況を出ていただければお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、令和7年度の带状疱疹ワクチンの接種率でございますが、生ワクチンのほうが12.8%、

あと組替えワクチンが12.1%になっております。あと、5歳刻みにつきましては、手元に資料等まだ集計等はなっていないので、ちょっと今お答えすることはできません。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 12.8と12.1ということなんですけれども、この接種率はほかのB類ワクチン、つまり例えば肺炎球菌ワクチンとかコロナと比べてどうなのかというのをお聞きしたいと思うんです。それぞれのワクチンの接種率、昨年度どうなのでしょう。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

昨年度のまず新型コロナにつきましては1,313名で、接種率はちょっと今手元に資料はございません。あと、肺炎球菌ワクチンにつきまして172名ということになっております。こちらも接種率については今手元に資料がないのでお答えできません。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 昨年、带状疱疹ワクチンについては定期接種実施ということでコマーシャルも含めて周知を頑張っているところだと思うんですけれども、それにしては大体周知できているのかなというふうには見ました。そうですね。（1）についてはまず分かりました。

（2）の協議の状況について移るんですけれども、昨年12月に私も一般質問で带状疱疹ワクチンについて質問したんですけれども、この短期間で何で一般質問にまた取り上げたのかというふうに思うかもしれないですけれども、まず2点あります。

1つは、町の助成で自己負担が軽減されたんですが、やはり住民から、助成があっても高いなということで軽減できないかというような要望がまずあるということです。これはやはり自分の利府町は高いんだな、ほかに比べて高いんだなということがだんだん分かってきたということだと思うんですけれども。

2つ目は、経過措置が令和7年から11年までの5年間あって、各年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳と、昨年は100歳もオーケーだったんですけれども今年度からは100歳はなくなったので、その年齢に達する年に助成ができるという対象になっています。その5歳ごとの間の年齢の方、例えば71歳から74歳の方は自己負担になります。この経過措置が終わる令和12年度からはその年に65歳になる方しか助成対象になりません。なので、70歳以上の方の助成を受けるチャンスは既にあと3年しかないということになるわけです。だから、チャンスはもう少ないわけですね。接種対象年齢が過ぎた方は自己負担で接種するしかなくなってくると。1

回しか助成を受けるチャンスがないということで、そういう意味では早急に改善してほしいなというふうに思うからであります。

質問ですが、この価格決定に際して、今年度の協議の結果現行でいこうというお話になったということなんですけれども、価格決定は事務方での協議で設定したというふうに、当初はそういうふうに事務方の協議で設定したと聞いておりますが、設定の流れについてお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、価格の決定につきましては、まず事務方が2市3町で協議をして、その旨を医師会の担当理事の先生のほうにお伺いをします。それを経て、医師会の会合のほうでそれを承認していただくという形になっておりますので、事務方のみでの決定ということではなく、医師会さんともちゃんとしっかり協議をさせていただいた上での価格決定となっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 医師会の先生方からもお伺いすることができているんですけれども、価格に関しては、事務方が決めたことに関して医師がどうのこうのというふうにはなかなかないということは当然あって、医師会理事の方に報告してもああそうかというふうになるんですけれども、やはり決まってからも、ほかの周辺の自治体の先生方と話してもやはり高いということも、医師のほうでも実感してきているということだそうです。

なので、やはり事務方のところの協議が一番重要なんだというふうに思いますので、今後の協議に期待したところなんですけど、B類疾病の予防接種、B類というのは任意ワクチン、希望すればできるというワクチンに助成をするという制度なわけなんですけれども、このワクチン価格相当額を、今までもこの带状疱疹ワクチンはB類疾病ワクチンということなので、今までと同じように、今までの当局説明だとワクチン価格相当額を自己負担としたと、今までと同じルールを踏襲したということなんですけれども、御存じのように带状疱疹ワクチンは高いです。

自己負担額でいえば1万8,000円ぐらいということで、ほかは数千円なんですね。最近、肺炎球菌ワクチンは5,000円ぐらいから8,000円のワクチンにはなりましたが、高いんです。これが高いということで、ただ2市3町以外の自治体は、先ほど言ったように1万円から1万2,000円ぐらい、安いところで6,000円ぐらいだと。ここはどのように決めていたのかというのは情報はお分かりでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、ほかの自治体のほうが1万とか1万2,000円というのが自己負担の価格帯になっているというのは私たちも認識をしております。そちらにつきましては、自己負担、接種費用の大体半分ぐらいを目安にということで、今回B類疾病に指定される以前から、予防接種を受けられるような自己負担額に自治体のほうで助成をしていたんだと思いますが、それを踏襲した上で価格を決定していると思います。

2市3町につきましては、国の通知に基づいて、確かにワクチン価格、あと大体の接種費用そういったものを勘案して、ワクチン相当額の自己負担1万8,000円ということで2市3町のほうでは決定していったところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 県内で、定期接種になる前に助成しているところは大体1万とか1万2,000円ぐらいで、10自治体ぐらいだったと思います。なので、そこに合わせたんじゃないかなとも思います。

住民感覚としてもやはり最大1万円ぐらいじゃないかというふうには思うんです。自己負担はね。このことを勘案しているんじゃないかなとは、ほかの2市3町もしているんじゃないかなと思うんですけれども、どうして2市3町のところではほかの自治体を踏襲しなかったのかというところをお伺いしたい。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、他の自治体を踏襲するものではなく、2市3町としましては、あくまでも国の通知に基づいて今回価格を設定させていただいているという状況だと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ほかのB類のワクチンは、例えば肺炎球菌ワクチンは自己負担4,000円、今は8,000円になりましたけれども。あと、コロナは8,000円という感じですね。1万円は切っています。そういう意味では、この带状疱疹ワクチンはほかと桁違いに高いわけなんですね。

昨年、ちょっと私もデータをいろいろ調べていましたら、昨年9月までの接種状況をスリーエムという会社が調べたデータがあります。それによりますと、全国的な定期接種化で前年比、

つまり定期接種してないときと比べて20.4倍に増えた、20倍になったそうです。9月末時点での全国の接種率は15.2、最大2.5倍になったんですけれども、地域間格差がかなりあるということだそうです。その要因としては、やはり助成額と周知状況、昨年の9月の時点ですから、まだ周知が半年ですからあれなんですけれども、助成額と周知状況にあるというふうに分析しておりまして、自己負担が多いほど接種率が低くなるというデータが出ておりました。

ちなみに、自己負担額が利府町のように1万8,000円から1万9,900円の自治体は全国の中では68あって4%。一番多いのはやはり6,000円から7,990円の間で、758自治体で34%。次に、1万円から1万1,999円の間で自己負担設定で、551自治体で32%だったそうです。

これは表が出ているんですけれども、確かに安い順から並べていくと接種率がどうって右肩下がりになってきているんですね。なので、やはりこの自己負担額というのは接種率に影響しているんじゃないかなというふうに思います。

住民の方が接種しようとしたときに、生ワクチンと組替えワクチンはどっちがいいかと当然調べるし、多分比較もお知らせしてあると思うんですが、生ワクチンは1回4,900円で予防効果は5年時点で40%程度。組替えワクチンは予防効果は5年で90%、10年で70%だけれども、1回の接種料は1万8,100円で、2回必要なので2回で3万6,200円ということです。これは高齢者接種ですので、年金の方がほとんどなんですね。そういう中から、生活費を削って3万6,000円出そうというのはなかなかやはり難しいかなと。

予防効果の高い組替えワクチンは選びたいんだけど接種費用が高いと。できる人と諦める人が当然出てきます。つまり、高いお金を出さないといい医療が受けられない。これは自由診療に近いですね。これを広範な住民の健康促進をする防疫義務の自治体、自治体は防疫義務を担うというふうに思っていますけれども、そういう自治体が結果的に住民に選ばざるを得ないことを促してしまっているということになっています。

ましてや、5歳刻みしか接種できないという条件がありますんで、高齢者のほとんどが年金暮らしだと、これで町民が積極的に带状疱疹ワクチンをやろうというふうにはあまり思わないんじゃないかなというふうに私は思います。特に、経過措置の70歳、75歳、80歳、85歳の方は、令和11年までの期間を該当した年にしか接種できないということになりますので、助成を受けるのは先ほど言ったようにワンチャンスなんですね。

質問ですけれども、自己負担額を下げて、町はより接種しやすいようにしなければならないんじゃないかなというふうには考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、確かに自己負担が安ければ、低ければそちらの接種を希望するというのは、確かに免疫効果も長く効果が長いということもございます。選ばれるワクチンは組替えワクチンを選びたいというのは確かに議員おっしゃるとおりだと思いますが、やはり町としましてはほかのB類疾病との兼ね合いのこともございます。

インフルエンザワクチンにしてもワクチン相当額分を自己負担をいただいているような形になっておりますので、ほかのワクチン、そもそも全てワクチン相当額を自己負担していただくという考え方に基づいて町のほうは設定をさせていただいております。例えば、1万8,100円が2回接種したことによって3万6,200円ですかね、これがまず10年免疫効果があるということであれば、一度のインフルエンザワクチンが大体3,500円とか4,000円とかということになりますので、インフルエンザは毎年受けなきゃいけないということになってきますので、それを見ると10年間だと大体同じぐらいの負担にはなってくるというふうに思いますので、確かに1回当たりの金額が高いことは高いんですけども、町としてはあくまでもほかのB類のワクチン接種の自己負担の考え方を統一した形で今回設定をさせていただいておりますので、今回こういった金額設定になっているということでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） インフルは毎年受けられるんですね。だけれども、先ほど言ったように、その年に対象年齢に達した人じゃないと助成を受けられないんですよ。なので、それ以外は自己負担ですからね。そこは全然違うわけですよ。だから、接種率を伸ばしたいということであれば、やはり接種しやすいような価格設定、自己負担設定というのが必要だというふうに私は思います。

やはり住民の命と健康を守るのが自治体の第一義的な役割だと思いますので、ぜひ自己負担額の再検討の協議を強くお願いしたいというふうに思いますが、今後の協議に関してもぜひ協議していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、協議につきましては、その都度その都度ワクチンの価格等も変わりますし診療報酬等も変わってきますので、その都度協議はしていきます。

ただし、今回B類疾病に国のほうで指定されているわけでございます。こちらにつきまして

はあくまでも個人の要望という形になります。A類につきましては集団的な蔓延を防ぐための予防接種ということになってきていますので、あくまでも国のほうでは個人的な要望の範囲の中で接種をしていただきたいということでB類の指定にされておりますので、町としましてはそういった考え方を踏襲しまして、ワクチンの価格また自己負担の設定については、今後も2市3町の中で協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） あくまでお話ししているのは、全県の中で2市3町だけですからね、高いのは。そこを言っているんですよ。だから、何で横並びにしなかったのか。ほかは半額程度に抑えた。接種しやすいようにするためだと私は思うんですけども、そこら辺を議論していただきたいというふうに思います。しかも、あと3年しかないんですね、計画期間はね。なので、そこを議論していただきたいというふうに思います。

では、2番、公共交通について移りたいというふうに思います。

公共交通計画について再質問ですけれども、バスの利用率に関して、利用率はアンケートなんで出ないということなんですけれども、収支率、町民バスの収支率は出ますか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

町民バスの収支率ですけれども、令和6年度は13.1%、令和7年度は12.17%でございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 目標とした15%、町民バスとミヤコーバスも含めてか、違う、町民バスの収支率目標としては今の計画だと15%というふうになっていますが、これを見ると1%程度、令和6年と比べると1%程度しかちょっと上がってないのかなというふうに思っております。

あともう一つ、②にも関連するんですけども、ミヤコーバスが今年3月から運転手不足で塩竈を中心に日中の運行を大幅に減便しました。利府は、塩竈・梨ヶ丘を通る路線、ゴルフ場線というらしいですけれども、平日は13便減、日中午前中はほとんどありません。土日休日は全くなくなりました。12便減。平日は6時、7時、8時台と15時、16時台しかなくなりました。土日は全くなくなったということで、梨ヶ丘の方は、加瀬沼・須賀間の町民バスが日中、土日の主要な交通手段となっておりまして、塩竈方面への通院などの利用が困難になっているとい

うのが現状になっています。

例えば、塩竈に行くには梨ヶ丘から利府駅に町民バスに乗って、そこからミヤコーバスで本塩釜へ行くか、あと、利府駅から岩切駅へ行って塩釜駅に行くかというような状況になっています。

この問題では、隣接する塩竈市は、しおナビバスが通らないために、利府での買物のために梨ヶ丘からりふつとを利用する塩竈の住民の方も多いうふうになっております。

この問題で、梨ヶ丘周辺の車を持たない住民が非常に困っているという状況は現実聞いております。町民のバスを浜田駅まで延伸するとか、何らかの対処策が必要なんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

梨ヶ丘、あとは伊保石その辺に住む春日二部の町民の方が、今まで塩竈まで行くバスがあったのがなくなってしまって大変困っているというふうなお話は重々理解しております。

今、m o b i が春日二部の梨ヶ丘の停留所まで来ておりますので、そのm o b i を使って利府駅まで行っていただくというふうな手段については今現状は行っておりますけれども、もう一つ、今度は遠い伊保石の停留所までm o b i の停留所を1か所つくるというふうな作業を行っております。そちらのほうで、塩竈まで行く今までの便とはまた違いますけれども、m o b i を使ってお買物に困らないような形にはしていければなと思っておりますので、今はちょっと御不便をおかけしておりますけれども、それで何とか対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ちょっと塩竈の議員さんから伺ったんですけども、このコース、ゴルフ場路線、ミヤコーバスで廃止する計画があるというふうにお伺いしているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

塩竈の公共交通会議のほうに、利府の生活環境課長が委員という形で参加させていただいております。その中では今お話あったような話も聞いてきたというふうなことは聞いております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） もう一つ、一方で、宮城県警のデータによると、利府町の令和7年度の75歳以上の免許返納者は全体の64%に当たる57人、75歳以上ですね、全体の64%で57人でした。毎年このデータを見ると、75歳以上の免許返納が利府町は50人ぐらいなんです。毎年50人ずつ返納している、75歳以上はね。

なので、ここを見ても、やはりミヤコーバスの減便、それから利府町の免許返納も毎年50人ずつ、75歳以上ですけれども、返納しているということを見ても、今後やはり公共交通、特に町民バスとかありますけれども、m o b i も含めて、かなり重要な公共交通になるんじゃないかなというふうに思っております。

現計画では、近隣自治体と連携して広域化も将来像として展望していますけれども、やはり次期計画では、次期計画は来年アンケートを取るだと思うんですけれども、11年度からの次期計画ではやはり広域化というのは非常にポイントになるんじゃないかなというふうに私は思います。

2市3町とか大郷町などの近隣との共同運行という形も見据えて考えるべきではないかなというふうに思いますが、現状の連携の状況も含めて、この点はいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁できる……。答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

今、広域での連携ということですが、現時点ではやれていないというのが現状であるかと思えます。

ただいま議員さんおっしゃったように、利府町から塩竈に行ったり、利府町から仙台に行ったり多賀城に行ったり、いろいろなところにつながるような路線があれば、利府の町民がもっと便利に動いていけるのではないだろうかとは思っておりますので、まだ正式に次期の計画書をどういうふうにしていきたいということは全然決まってはいないところでありますが、広域というようにところも視野に入れながら考えられればいいのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） （1）②のほうに移っていきますけれども、来年度多分住民アンケートを取ったりワークショップしたりということになると思うんですけれども、令和4年度にアンケートを取っているんですけれども、43%の回収率、3,000枚配って43%の回収率で、18歳以上の統計を取って地域とか年齢を加味した郵送でのアンケートをしているようですけれども、通

学とかを考えれば高校生も、要するに15歳以上も対象にするべきじゃないかなと。結構コアな利用者なんですわ。

そういう意味で、対象にやはり高校生もするべきじゃないかなというふうに思いますし、そのときには学校の協力を得たりとか、あと、駅でのQRコードを利用するとか、そういうような工夫も必要なんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

令和4年度のアンケートのとき、18歳以上ということなんですけれども、それ以外にもアンケートを取っております。町内の全中学校3年生ですね。配布数が395のうち回収は106という形になっております。そのほかに利府高校の1年生にもアンケートを取っております。294の配布に対しまして回収が92となっております。

先ほど、回収の方法でいろいろな御提案ありましたけれども、なるべくアンケートの回収がよくなるような手法であればどんどん取り入れていければなと思っておりますし、アンケートを16歳以上でどうだろうかというようなお話もあったかなとは思いますが、本当にバスを使う方たちというのは高校生が使う方たちも多いのかなとは思いますが、その辺まで対象を下げた形でアンケートを取るというのも1つの案ではないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 令和4年のときにワークショップを開いていると思うんですけれども、参加者数がやはり結構少なかった数字でしたので、今後、住民の方の声を直接聞くというのは非常に重要な取組だと思いますので、もうちょっと工夫が必要かなというふうに思います。

ある住民の方からは、何の集まりかちょっと分からなかったと。後で気づいて、公共交通についての意見交換であれば行きたかったみたいなことも言われたことがあるので、やはり周知とか取組の工夫は必要かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

ワークショップの周知の方法ですけれども、確かに人数が少ないといえ少いのだろうなとは思いますが。

あと、議員さんのほうに、その表題で分からなくて、中身が公共交通の話であれば行きたか

ったんだというようなお話があったということは、やはり周知の方法も少し工夫する必要があるのかなと思います。せっかくワークショップをやっていく、今回は地域の意見を聞く場を設けるという形にしているので、ワークショップになるのか、それとも懇談会方式になるのか、その辺は検討中ではございますけれども、なるべく多くの人に来ていただいて意見を言ってもらえるような場の設定というのが大切だなと思っております。

そのためにはどのような周知の方法がいいのか、今からでもしっかり考えて、多く集まれるような工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ③の葉山・赤沼、東部地区の公共交通についてなんですけれども、現在、葉山は朝7時の葉山・浜田駅1本のみなんです。今後、今の計画では3路線化を進めていくというふうになっているんですけれども、今後ここら辺の3路線化についてはどのようにしていくのか伺いたしたいと思います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

東部のほうの、今、葉山地区というようなお話ありましたけれども、昨年度東部地区でアンケート調査、それに基づいて利用状況の分析を行ったということで町長のほうで答弁させていただいております。

その中では、各地区によって困っている案件というのが変わってきます。やはり年代の構成も変わっておりますので、そのような形になっております。例えば葉山であれば通学・通勤、そして例えば赤沼であれば買物・通院、浜田であれば通院、あとは町へのアクセスがちょっと悪いとか、そういうような形でいろいろ地区によって課題があります。

3路線化が今どうかということも大事なんですけれども、この東部地区をどのような手段で利便性を上げていくかというのは、今はすごく大事なことなんだろうなと思いますので、目的別にいろいろ考えられる手段を、今度次期計画に入れていくような形になればいいのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 時間もありませんので、m o b i のほうに移りたいと思いますけれども、このm o b i も今後、公共交通計画に入っていくのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

m o b i につきましては、実は今回作っている計画を作ったときにはm o b i がまだなかったんですけれども、今現状m o b i が走っていて公共交通の1つとなっておりますことから、今年の6月に公共交通計画を一部改定してm o b i を入れ込んでおります。当然、次期計画書にもm o b i を盛り込んでいきます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。

①の岩切駅の乗り入れの件なんですけれども、タクシー協会さんからなかなか厳しい意見が出たようなことなんですけれども、私が言っているのは利府町内から岩切駅に行くときの話。当然帰りもありますけれども、多分仙台のタクシー協会さんは岩切駅から利府町内に行くときに使ってほしいということだと思うんですけれども、わざわざ利府町内の方が仙台のタクシーをあまり呼ぶとは思わないので、私がやはり要望として住民の方から聞いているのは、岩切駅に行きたいというところなんですよ。

そこら辺もうちょっとタクシー協会さんと、岩切駅に行く人が多くなれば当然帰りのタクシー使う人も多くなるかと思うので、そこら辺タクシー協会さんともう少し協議していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたように、利府町から岩切駅への乗り入れについては支障がないという見解なので、ただ、岩切駅から利府町への移動につきましては、タクシーのほうでちょっとそれは勘弁してくださいというお話でございます。

何でしょう、今議員さんがおっしゃったように、利府側から岩切駅に行く分だけでいいというような話なのか。そこに停留所があれば、今度は逆に岩切駅から利府のほうにも行ってくださいという話になってくるのかなというふうに思ったりもしますし、その辺については仙台市のタクシー協議会の話もありますし、町でどのように停留所を設けていくかという町の内部の意思決定もされておられませんのでなかなか難しいですけれども、ただタクシー協会のほうでは、来るのはいいけれども出ていくのは駄目だみたいな感じでございますので、ちょっとそこはうまく調整していければなど、先ほどの町長答弁のように、引き続き議論を要していく案件だと

思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 最後にキャッシュレスのことでＩＣカードについての要望だったんですけれども、キャッシュレス決済のところは、具体的にキャッシュレス決済の検討をしているので、協議しているので、ＩＣカードはできないということなんですが、ＩＣカードもキャッシュレスだと思うんですけども、そこら辺は議論をしているんですか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

まず、キャッシュレス決済ですけれども、今、町民バスのほうで導入しております。導入費用についてはかからないということなんですけれども、ＩＣカードの活用となってくると新たに機器を導入しなくちゃいけないということもありますので、そこについては今のところ考えていない。まずはそのキャッシュレスからというようなことでの答えとさせていただければと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） やはりスマホでクレジットカードを入れるということがすごいネックなんです、高齢者にとってはね。それと、もう一つネックなのがアプリです。アプリがやはりもっと高齢者向けに分かりやすくなればというふうに思いますんで、そこら辺、業者のほうに要望できればというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） では、最後。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

まず、いろいろ高齢者の方がアプリがなかなか難しかったりというような御意見もありますので、そのＩＣの機器を入れるのは、業者というよりも町で結局負担して入れていく形にもなりますので、そのアプリとまず連動できるのかも含め考えてみたいとは思いますが、先ほども話したように、まずはそのキャッシュレス決済をやっていただいて、あとは、アプリが大変だという方であれば現金でお支払いしていただくとか、そういうふうにお願ひできればなと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 以上で、7番 金萬文雄君の一般質問を終わります。

令和8年6月定例会会議録（6月10日水曜日分）

お諮りします。議事の都合により、明日6月11日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、6月11日は休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は6月12日です。定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後2時51分 閉 会

---

上記会議の経過は、事務局長和田あずみが記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和8年6月10日

議 長

署名議員

署名議員